

平成20年第4回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成20年12月12日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問  
日程第3 議案第29号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について  
日程第4 意見書案第1号 雇用・能力開発機構のあり方についての意見書  
意見書案第2号 農地取得の規制緩和に反対し、優良農地の確保と有効利用を求める意見書  
意見書案第3号 WTO農業交渉、日豪経済連携協定（EPA）交渉に関する意見書  
意見書案第4号 障害者自立支援法の改正を求める意見書  
意見書案第5号 「嫡出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書  
意見書案第6号 長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書  
意見書案第7号 奨学金制度を変質させる滞納者情報通報制導入の撤回を求める要望意見書  
意見書案第8号 汚染された輸入米（ミニマムアクセス米）の食用転用・不正流通の徹底解明と再発防止策強化およびミニマムアクセス米の輸入中止を求める意見書  
日程第5 報告第2号 例月現金出納検査報告について  
日程第6 委員の派遣報告  
日程第7 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問  
日程第3 議案第29号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について  
日程第4 意見書案第1号 雇用・能力開発機構のあり方についての意見書  
意見書案第2号 農地取得の規制緩和に反対し、優良農地の確保と有効利用を求める意見書  
意見書案第3号 WTO農業交渉、日豪経済連携協定（EPA）交渉に関する意見書  
意見書案第4号 障害者自立支援法の改正を求める意見書  
意見書案第5号 「嫡出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書  
意見書案第6号 長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書  
意見書案第7号 奨学金制度を変質させる滞納者情報通報制導入の撤回を求める要望意見書  
意見書案第8号 汚染された輸入米（ミニマムアクセス米）の食用転用・不正流通の徹底解明と再発防止策強化およびミニマムアクセス米の輸入中止を求める意見書  
日程第5 報告第2号 例月現金出納検査報告について  
日程第6 委員の派遣報告  
日程第7 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 出席議員（26名）

議長	26番	小野寺	一知	議員
副議長	19番	熊谷	吉正	議員
	1番	佐藤	靖	議員
	2番	植松	正一	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	川村	幸栄	議員
	5番	大石	健二	議員
	6番	佐々木	寿	議員
	7番	持田	健	議員
	8番	岩木	正文	議員
	9番	駒津	喜一	議員
	10番	佐藤	勝	議員
	11番	日根野	正敏	議員
	12番	木戸口	真	議員
	13番	高見	勉	議員
	14番	渡辺	正尚	議員
	15番	高橋	伸典	議員
	16番	山口	祐司	議員
	17番	田中	好望	議員
	18番	黒井	徹	議員
	20番	川村	正彦	議員
	21番	谷内	司	議員
	22番	田中	之繁	議員
	23番	東	千春	議員
	24番	宗片	浩子	議員
	25番	中野	秀敏	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局	長	佐藤	健一
書	記	間所	勝
書	記	松井	幸子
書	記	高久	晴三
書	記	熊谷	あけみ

1. 説明員

市長	島多慶志君
副市長	中尾裕二君
副市長	小室勝治君
教育長	藤原忠君
総務部長	佐々木雅之君
生活福祉部長	吉原保則君
経済部長	手間本剛君
建設水道部長	野間井照之君
教育部長	山内豊君
市立総合病院事務部長	内海博司君
市立大局学長	三澤吉巳君
福祉事務所長	小山龍彦君
上下水道室長	和田博君
会計室長	成田勇一君
監査委員	森山良悦君

○副議長（熊谷吉正議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

---

○副議長（熊谷吉正議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

11番 日根野 正 敏 議員

13番 高 見 勉 議員

を指名をいたします。

---

○副議長（熊谷吉正議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

ごみ減量対策について外4件を、竹中憲之議員。

○3番（竹中憲之議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、さきに通告した順に従って5点について質問をいたします。

1点目は、ごみの減量化対策についてお聞きをいたします。本定例会の開会日に風連地区における最終処分場の延命も含めて風連、名寄の利用料金の統一にかかわる条例の改正がなされました。埋め立てごみ減量の推移はどのようになっているのでしょうか。埋め立てごみの搬入量が減少しないと、処分場が飽和状態になり、新たな処分場建設を計画をしなければなりません。一昨日東議員も質問をされておりましたけれども、平成19年7月に廃棄物基本計画書が明らかにされておまして、この冊子を見ますと17年度の埋め立てごみの搬入量が名寄で収集で1,726トン、一般持ち込みが4,276トンと風連での収集が92トン、一般搬入持ち込みが289トンと記載をされておりますが、19年度の搬入量及び家庭系と事業系、企業ごみであります、の割合についてお知らせを願いたいというふうに思います。

処分場の延命策として、企業ごみ、いわば事業系が大きなウエートを占めていると思いますが、そこで事業系の分別指導はどのようにされている

のかお知らせを願いたいというふうに思います。

2点目は、道路整備についてお聞きをいたします。1つは、バリアフリーについてであります、バリアフリーの進捗状況についてどの程度進んでいるのか。

2つには、道路の緑地、植樹柵についてあります、道路の緑地、植樹柵への植栽は道路の景観あるいは沿道の景観を高める重要なものとは思いますが、管理が大変だと思います。特に管理に気をつけていることはどのようなものがあるのか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

3点目は、野外球技場の整備についてあります、現在市営球場は名寄と風連にそれぞれ1つずつグラウンドがありますけれども、この整備、1つは指定管理者で行っていると思いますが、利用されている協会等が整備をされているのかどうか、あるいは指定管理者と協会等が行っている整備の違いについてお知らせを願いたいというふうに思いますし、各球技場の使用頻度と大会数についてお知らせをください。

4点目は、防犯についてであります。近年名寄において都会並みの犯罪が増加をしているように思います。先月上旬に南小学校区で児童へのいたずらというか、犯罪がございました。また、8日には豊西小学校でも背後から女兒が手をつかまれたという事件も報道をされています。幸い両方もけがはなかったようですが、近年名寄における犯罪の数と犯罪の種類についてお聞かせをください。

また、犯罪抑制対策について、抑止対策については、警察などと連携をとって進められていると思いますが、どのような対策をしているのかについてもお知らせを願いたいというふうに思います。

5点目は、市立病院におけるNICUについてお聞かせを願いたいというふうに思います。近年大きな問題となっています周産期医療体制で、未熟児の治療に欠かせない新生児集中治療室、NICUについてであります。札幌で昨年未熟児が数

件の病院に断られ、死亡したことが問題にされましたし、本年首都圏でも同様の事故が起きています。新生児集中治療室、NICUが整っていても満床であったり、治療中でスタッフが整っていなかったりと一病院の責任にすることは問題がありますが、名寄市総合病院は道北のかなめであり、地域センター病院であります。名寄市立総合病院にはNICUの体制があるのか、あるとしたらベッド数あるいは稼働率についてお知らせを願いたいと思います。

以上でこの場からの質問を終わります。

○副議長（熊谷吉正議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） おはようございます。ただいま竹中議員から大きく5項目にわたりお尋ねがございました。私からは1番と4番、2番目につきましては建設水道部長、3番目につきましては教育部長、5番目につきましては病院事務部長からお答えいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、大項目1のごみ減量化対策について、いずれも関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。まず、家庭系と事業系の埋め立てごみの割合ということでございますので、内淵処分場の搬入量についてお答えいたします。平成17年度の収集分1,726トンに対して19年度は1,681トンで、対17年度比で97.4%、持ち込み搬入量、17年度4,276トンに対し19年度は3,780トンで、17年度比で88.4%、これは名寄地区から風連処分場に約140トンほど搬入されておりますので、3,920トンといたしますと91.7%となるところでございます。持ち込み搬入量の家庭系と事業系の割合についてでございますが、平成19年度で家庭系では552トン、割合では17%になります。事業系につきましては3,255トン、83%となっているところでございます。

処分場の延命策につきましては、現在の状況といたしましては風連処分場につきまして今回のご

み処理手数料の統一化によりまして、名寄地区からの持ち込み量が減少することとされますので、一般廃棄物処理基本計画書での埋め立て期間の平成27年3月からさらに5年ほどの延命が図られるものと推定するところでございます。また、内淵処分場では、ブルドーザーによる転圧、バックホーによる破碎等により容積の減量化を図っており、当初平成21年3月の10年の使用期間の予定でありましたが、目視によるものでございますが、残余容量が約50%でございますので、今後8ないし9年の延命が図られるものと推定しているところでございます。一昨日の東議員の御質問にもお答えしておりますが、プラスチック容器包装類についても推定100トン近くがリサイクルされずに埋め立てごみとなっている実態もございますので、今後とも引き続きリサイクルの推進が不可欠と考えているところでございます。

次に、事業系ごみの分別指導はどのようにしているのかということでございますが、現在一般家庭ごみの分別が進む中、事業系ごみの分別に関しましては私どもの指導がなかなか行き届かない面もありまして、排出されたごみの中に産業廃棄物や資源化の可能なごみが多数混入していることなどから、完全な分別には至っていないのが現状と考えるところでございます。現在分別の指導は現場での対応となっておりますが、日常使用するものや資源物でも事業所から排出すると産業廃棄物であることを知らずに排出する場合もあると思われまますので、今後事業所に出向き、産業廃棄物等の周知及び協力の要請をしまいたいと考えているところでございます。

また、処分場に搬入をされる事業者向けに産業廃棄物についてのガイドブック的なものを作成し、周知を図るとともに、処分場窓口での指導のあり方についても考えてまいりたいと思っております。事業系ごみや家庭系ごみを減らすためには、私ども一人一人がごみをつくらない、徹底的に再使用する、リサイクルするの3R運動

を職場や家庭からつくり上げていかなければならないと考えているところでございます。現在市では、ごみの減量化や処分場の延命化につながる廃食用油と古着の拠点回収を行っておりますが、市民への周知方法としてホームページの掲載、町内会回覧等を行っておりますが、今後とも一層の周知活動を努めるとともに、分別の徹底、減量化、資源化を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

続きまして、大きな項目の4点目、犯罪抑制対策についてお答え申し上げます。いずれも関連がございますので、一括して答弁させていただきます。近年全国的に凶悪事件、特に殺人事件の発生が増加する中、児童生徒が犠牲になるという事件が数多く発生しており、私どもの記憶に今なお新しいのは、平成13年6月の大阪教育大学附属池田小学校における無差別殺傷事件で、児童8人が亡くなり、教師を含む15人が重軽傷を負うというまことに悲惨な事件が発生し、この事件を契機にして全国的に子供を犯罪から守ろうという機運が高まり、当市におきましても子供たちが不審者から逃れるための緊急避難場所として、同年の12月には子ども110番の家を設置したり、小学校区ごとに安心会議を組織してきたところでございます。また、ことしの6月には秋葉原無差別殺傷事件が発生し、死者7名、さらには10名の方が重軽傷を負うなど、全国至るところで何の罪もない人たちが突然に犯人の身勝手な動機により殺傷されるという残忍な凶悪な事件が発生していることは非常に残念なことと思っております。

さて、名寄市における犯罪数でございます。名寄警察署管内での犯罪件数といたしましては、平成17年257件、平成18年222件、平成19年で237件、本年につきましては11月末で199件となっており、あと20日余りを残しておりますが、例年12月におきましては歳末警戒などがあり、10件程度で推移しているというこ

とでございますので、おおむね210件前後になるものと推計しているところでございます。平成17年から19年の3年間の平均で見ますと、年間240件前後の犯罪が名寄市管内で発生しておりまして、この件数につきましては他の類似都市と比較いたしましても特に多い件数ではないと伺っているところでございます。本年に限ってみますと、199件のうち窃盗が144件で70%強を占めておりまして、特に自転車の窃盗が49件と一番多く、次に万引きが24件、この2つの犯罪で窃盗件数144件の約半数を占めているところでございます。本年1月からの凶悪事件の状況につきましては、殺人未遂事件が2件、強制わいせつ事件が2件、そして傷害事件が3件、さらには大麻取締法違反で1件ということで、従来の名寄においては考えられないような凶悪犯罪が発生している状況にあるところでございます。

さて、このような犯罪を抑止する対策といたしましては、平成16年からは市の庁用車にみんなで作ろう安全・安心のまち、街頭パトロール実施中のステッカーを、また平成18年からは青色回転灯を装備した市の庁用車に防犯パトロール実施中と書いたマグネット板をそれぞれ装着して、犯罪の抑止効果、未然防止に努めてまいったところでございます。また、民間による青色回転灯を装備した車両につきましては、少年補導員連絡協議会の子どもふれあい見守り隊が4台、それから新聞販売店によるモーニングガード隊が2台、それから加えまして各小学校区の安心会議で4台、それに先ほどの市庁用車8台、それから風連防犯協会が1台と合わせまして19台の車両に青色回転灯を装備しているところでございます。さらに、不幸な事件、事故を未然に防止するために小学校区ごとの安心会議や見守り隊によるさまざまな安全対策などの取り組みに加え、子供たちの緊急避難場所として関係機関、団体、市民の皆様の御協力により子ども110番の家を市内59カ所、SOSこども110番の家を約640カ所に設置し

ているところでございますが、不幸な事件、事故は全国至るところで発生しておりまして、凶悪犯罪発生については大都市、地方の格差はなく、この名寄市においても例外ではないと強く認識しているところでございます。今後におきましても市民の皆さんが不幸な事件、事故、凶悪犯罪などに巻き込まれないように関係機関、団体との連携を一層深め、地域住民とともに一体となった犯罪抑止対策を進めてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、私からの答弁といたします。

○副議長（熊谷吉正議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私からは、大きな項目で2番目の安心、安全な道路整備についてお答えをさせていただきます。

最初に、バリアフリーの推進状況についてであります。平成15年度に社会資本整備重点計画が公布され、さらに平成18年度に施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法であります。それに基づき平成20年度から24年度において、市では旭川開発建設部、旭川土木現業所と協議を行いながら、特にバリアフリー化を図るべき道路について地域指定をし、JR名寄駅、市立病院、総合福祉センター等南地区の生活関連施設における移動等の円滑化を図る特定事業として実施を進めてまいります。旭川開発建設部は国道40号線を、旭川土木現業所は道道旭名寄線の歩道をすべての人にとって利用しやすいというユニバーサルデザイン化を目指し、車いすの使用者、脚力の弱った高齢者、その他障害者等の通行に配慮を図るために路面の段差が少ない構造に改善を図ってまいります。また、関連する市道につきましても事業化に向けてただいま北海道と協議を進めているところでもあります。名寄市の視覚障害者誘導用ブロックに関する設置は、平成60年度から都市計画道路などの幹線を中心に交差点部への注意誘導点字ブロックの設置と平成元年度以降には交差

点のほかに路線の線路上につきましても誘導点字ブロックの設置を実施しているところであります。今後も都市計画道路を中心に国、北海道と協議をし、一体的な特定事業などとあわせた形で計画的に整備を進めたいと考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、緑地、植樹柵の整備についてであります。名寄市において植樹柵、グリーンベルトを設置している路線は、名寄地区においては31路線、風連地区においては3路線ありますが、これらの維持管理については地域、町内会に清掃、除草活動、花の植えつけ等を中心に実施していただいているところであります。風連地区基線のズミの木街道については、業者の委託となっております。また、名寄地区の街路樹については高齢者事業センターにパトロールや簡易剪定、大通等のグリーンベルトの除草を含め委託をし、ふぐあいがあれば市直営作業あるいは業者への発注等で対処しているところであります。近年街路樹の維持管理につきましては、落ち葉の処理、除雪等に苦情が多く寄せられているところであり、市でもスイーパー車や作業員にて処理を実施しておりますが、やはり町内会などのボランティア活動の協力がなければならぬのが現状であります。さらに、植樹されている樹木が成長し、根が舗装を持ち上げたり、下水道の管に進入してしまうケースも報告されているところであります。また、危険木となった樹木を伐採しても、抜根する費用が捻出できず、そのままの状態になっていることもあります。一部の地域ではそのような植樹柵に対して低木なり花を植えていただいて、道路の美化や緑化推進に御協力をいただいている例もございます。市民生活の中で身近な場所にある施設なだけに、今後もそこに住まいしている市民の皆様の御協力をいただきながら、対処していきたいというふうに考えていますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、野外球技場の整備についてお答えをいたします。

整備のあり方については、現在市内には多くの体育施設がありますが、教育委員会の管轄として名寄地区にある市営球場を初め、スポーツセンターやテニスコート、プール、体育館、シャンツェなどは指定管理者の管理となっております。風連地区にある市営球場を初め、海洋センター、東地区運動広場などは教育委員会の直営管理となっております。また、健康の森にある多目的コート、主としてサッカーに使用してございますが、そうしたものについてはその他の部局管轄の指定管理となっております。

施設の維持管理については、それぞれの管理者が整備している状況にありますが、基本的には変わらない整備と考えております。それ以外の施設、例えば天塩川河川敷にあるグラウンドゴルフ場やソフトボール場、野球場、サッカー場など、また名寄川河川敷のパークゴルフ場などは利用者や協会、愛好会の方々に整備をお願いしております。しかし、指定管理施設や直営施設においても利用者や利用団体の協力が大きな力となっているところでございます。

次に、整備の違いなどについてのお尋ねがありました。野外球技場の維持管理のための整備については、指定管理及び直営管理ともに野球場においては芝刈りや草刈り、グラウンド整備など行い、テニスコートなどについては必要に応じてラインテープの張りかえ、タイヤローラーによる転圧整備などを行っており、基本的に変わるものではありません。それぞれ指定管理、直営管理で整備に当たっていますが、利用団体の御協力は不可欠であります。今後とも利用する方々が使いやすい施設としていくために、協会や団体の御意見を伺いながら、施設の管理を考えてございます。先ほど申し上げましたそれ以外の施設である天塩川河川敷などの球技場は、無料の施設であることから、

維持管理は十分ではありません。これらの施設の多くは協会や愛好会の方々に自主的な管理をお願いしております。

主な球技施設の利用状況であります。名寄市営球場につきましては平成18年度8,800人、平成19年度9,850人、風連球場は平成18年度3,001人、平成19年度3,335人。テニスコートにつきましては、麻生コートと公園コートの合計で平成18年度1万3,384人、平成19年度1万4,880人。天塩川緑地ソフトボール場は、平成18年度2,747人、平成19年度1,545人となっております。また、健康の森多目的コート、主としてサッカー使用につきましては、平成18年度6,545人、平成19年度7,894人。陸上競技場は、芝生の面でもサッカーの試合や高校、大学のサッカー、アメフトの合宿で使用されておまして、平成18年度で7,065人、平成19年度で6,332人の御利用がありました。

近年の主な大会としましては、平成18年度に第6回全日本スポーツマスターズ男女ソフトボール大会の北海道予選会で6チーム、166人、平成19年度に第62回国民体育大会の軟式野球成年北海道大会では28チーム、530人を行っておりまして、来年の平成21年度は第24回全日本ソフトボール大会北海道予選会が予定されてございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 名寄市立総合病院のNICUにつきまして御質問をいただきました。新生児特定集中治療室と申しますのは、病院において出生時の体重が1,000グラム未満の超低出生体重児や2,500グラム未満の低出生体重児や疾患のある新生児を集中的に管理、治療する部門でありまして、通常NICUの略語で呼ばれてございます。新生児特定集中治療室の施設基準といたしましては、常時医師が治療室内に勤務しており、当直は他病棟との兼任でないこ

とや患者数に対しての床面積、バイオクリーンルームであることなどが求められております。

道内におけるNICUの設置状況について申し上げます。現在北海道から総合周産期センターとして指定を受けております道南の函館中央病院、道央の市立札幌病院、道北の旭川厚生病院、オホーツク圏域の北見赤十字病院、十勝の帯広厚生病院、釧路、根室圏域の釧路赤十字病院、これら第3次医療圏域の6病院においてNICUが設置され、このほかには北大、札幌医大及び旭川医大の各大学病院にNICUが設置されているところであります。当院を含めまして5つの病院が現在北海道から地域周産期センター病院とされておりますが、これらの病院につきましてはNICUが設置されておられません。

NICUが設置されていない状況での当院の対応について御説明申し上げます。当院には、正式なNICUはございませんが、未熟児室に2ベッド、その相当部分といえますか、そういったベッドがございます。妊婦さんの中で超低出生体重児あるいは低出生体重児のお子さんが生まれそうな場合につきましては、旭川医大もしくは旭川厚生病院に母体を搬送しまして出産、NICUに収容するようになっており、そのようなケースは年間10件程度になってございます。受け入れ先のベッドがふさがっていて受け入れることが難しいような場合につきましては、当院で帝王切開などの措置をとりまして、子供だけにつきましてはドクターカーで送るという方法をとっております。ただ、そのようなケースは年間に1件程度あるかどうかという状況でございます。例えば6カ月、7カ月くらいで出産してしまうような部分については、旭川厚生病院などをお願いしているところでございます。また、直近であります本年の11月における当病院の未熟児室の2ベッドにつきましては、稼働率は35%程度となっております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） それでは、答弁をいただきましたから再質問をさせていただきますが、順不同になると思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

ごみの減量化について、先ほども申しましたが、一昨日東議員のほうからもありました。基本計画の中で全体的に17年度を基本にして10%削減ということとなっておりますけれども、先ほど答弁いただいた搬入量でいくと、そこそこというよりかなり減っているのかなというふうに思います。ただ、中身的にいうとどうしても家庭ごみよりも事業系のごみが率的に変わらないという状況だと思うのです。一昨日の東議員ではないのですが、リサイクルの問題もプラ等々含めてかなりあると。一方で、実は風連と名寄のごみの中身がそれだけでなくて生ごみ等々を含めてかなり多いという状況にあるわけでありまして、先ほど答弁された中身でいきますと事業者への周知も今後強く働きかけたいというふうに答弁ありましたけれども、私はもう少し強くチラシ等々も含めて作成をしながら、たしか三、四年前にもこのことで同じような質問をして理事者の答弁をいただいたのですけれども、そのことをしないといつまでたっても処分場が変わらないというか、差があるといってもそこが進まないというのが状況だろうと思うので、その辺についてもう少しきちとした指導のあり方についてやっていかないとだめだというふうに思いますので、もう少し細かいところでどういうふうに事業系のごみの削減に努めるのかについて、再度お聞かせを願いたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） お答えの前に1点訂正させていただきます。

先ほどのごみの答弁の中で、平成19年度の家庭系ごみの量につきましては、私のほうで552トンと申しましたけれども、525トンの誤りでございますので、改めて訂正させていただきます。



ただいま事業系のごみの部分の減量の関係についてお尋ねございましたけれども、先ほどもお答えいたしましたように、1つには事業者に出向き、お願いするということを考えているところでございますけれども、当面年度内に大型店を中心にした部分について直接私どもでお伺いをする中で、さまざまな要請をしまいたいとも考えておりますし、新年度に入りましてはそのほかの事業についても職員で計画的に回ることを今考えているところでございます。あわせてただいま御提言ありましたように、チラシの関係等も含めて事業系ごみのみならず家庭のごみにつきましても、この前もお答えしておりますように新年度に向けまして新たなハンドブックをつくるということでございますので、単につくって配るということだけでなく、出前講座とかを含めまして町内会なり老人クラブ等を含めて、待っているのではなくこちらから出かけていくような形もつくる中で、全体的なごみの減量化なりのPR、周知、リサイクル等も含めて取り組んでまいりたいと考えていますので、御理解いただきたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） それはきちっと進めていただきたいと思いますというふうに思いますが、先ほど答弁の中で風連、名寄の最終処分場の中身が風連が3年、あるいは名寄については内淵については8年、9年延びるということで、これはよいことだなというふうに思いますが、総体的にいくとこれ17年度を基本にすると八十……何%くらいおっているのですか。20%以上下がっているのですか。そんな状況ですから、計画からするとそこそこいいのかなというふうに思いますが、ちょっと気になったことがあります。これは後ほどでもいいのですが、実は計画書の中で、これは公にされていますから、数字がどうなのかというのは私もちょっと疑問なところなのですが、計画書の11ページの中で埋め立ての期間が示されています、名寄も風連も。その中で15ページには同じよう

に期間も入っているのですが、最終年度が1年違っているのです、両方とも。それはどういうことなのか。単なるミスプリントなのかどうなのか。ここでいう3年、8年延びたということでは、中身的にこの数字が動くものでもないのですけれども、そんなところも含めてあれば、後ほど答弁をいただきたいというふうに思います。

ごみの減量化については、3Rももう少し強く努めてもらいたいというふうに思いますし、私は年に2回なり3回ほど風連と名寄のそれぞれの処分場行きますけれども、本当に分別の違いというのは大きいのです。風連は、この1年間、2年ほどになりますか、家庭系のごみというか、が持ち込まれて、非常に満杯度も大きくなってきているという状況でありますから、今定例会で出されたような中身になったのだらうと思いますが、もう少しきちっと、一番厳しいというか、私が朝散歩しているときに気になるのが自衛隊の宿舎があります。最近ちょっとよくなってきたのですが、あそこにアパートに個人ではなくて集団で出すあれがありますが、それが実は収集しないと。していないという中身が何回かございました。よくよく見ると、分別が悪いということで収集されていないのです。3年ほど前のときも実はそういう集団で置く場所の分別のあり方についても求めましたけれども、そういうところのいわば転勤族と言ったら怒られますけれども、数年で移動される方の指導についても一昨日の答弁ではきちっと来たときに指導するとは言っていましたけれども、もう少しやっぱり指導をきちっとしていかないといけないのかなというふうに思いますので、そんなところの対策もお願いをしたいというふうに思います。

次に、犯罪抑制対策、抑止対策の扱いですが、それぞれ犯罪に対しては警察を中心にして防犯協会等々含めて連携を図りながらやっているのだらうと思うのです。先ほど答弁もありましたように、安心会議あるいは町内会等と連携を図ってという

ところで、一生懸命地域の皆さんが努力をしながら、機関や地域と連携を図ってやってきているだろうと思うのです。そこで、一番気になるのが青色回転灯の扱いです。いわば今19台あるのですけれども、これが横のつながり一切ないというふうに聞いているのです。なぜこのことを言うかという、南小学校の児童のいたずらや豊西のも実は下校時が多いのです、時間帯が。それは、登校時は皆さん同じような時間帯で行きますからいいのですが、下校時は学年によって、学級によって全部違う。ばらばらだと。そして、ましてや少子化の中でたくさん一遍に下校しないという状況ですから、そんな時間帯のパトロールがきちっとできないのかどうなのかというのが気になっているところなのです。防犯協会等々については、横のつながり持ってそれぞれやっていますけれども、青色回転灯の扱いについてはあくまでもボランティアということでしょう。警察の承認を得て青色回転灯つけて、横にパトロールのマグネットをつけてということですから、これは強制的なものも何もできないというのがあるのですけれども、しかしでき得れば横のつながりを持たすための協議会的なものもつくって、一定程度年間、2年、3年たつと犯罪がどの辺で起きるかというのは大体わかると思うのです、子供のいたずらに対しては。そういう協議会的なものも私は作るべきではないかというふうに思いますが、先ほどの質問も含めて答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） 青色回転灯の関係につきましては、それぞれ各団体が独自の内容で活動をしておりまして、日中等にお仕事等で余裕のできた時間、あるいは業務終了後ということ、特に小学校の登下校時間を中心にボランティアという形で議員お話しのとおりパトロールを実施しているのが現状でございますので、出勤日、時間等を決めて一斉にパトロールを実施するというのは大変困難な部分もあろうかと考えておりま

す。ただ、ことしの4月に実施いたしました先ほどありました子どもふれあい見守り隊の出発式などに当たりましたは、市の該当車両等と一緒にパトロールをしたというような経緯もございますので、今後さまざまな機会をとらえながら、連携する方法を模索してまいりたいとも考えておりますので、御理解を賜りたいと考えております。

○副議長（熊谷吉正議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） ごみの年数のは後でいただきますが、時間もありませんので、質問をかえたいと思います。

病院のNICUの扱いについては承知をいたしました。もう一つ、母体、胎児集中治療室というのも実は道内で何カ所かあるのだろうと思いますが、NICUは名寄はないと。そして、これが無いということはMFICUもないということだと思ふのです。特に近年高齢出産という方がふえている。名寄はどうかわかりませんが、ふえてきている状況の中で、このMFICUの扱われ方というのですか、名寄であれば件数と指導のあり方、転院の問題等々含めてあると思ふますから、そんなところがあれば教えていただきたいし、名寄市立総合病院におけるNICUの設置について、ドクターも含めてかなりのスタッフの数が必要でありますから、病院もかなり厳しいという状況で、きのう、おとといとそういう議論もされてきたけれども、今後そのような形で設置を考えているのかどうかも含めて御答弁をお願いします。

○副議長（熊谷吉正議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） MFICU、いわゆる合併症妊婦などハイリスク妊婦や切迫流産の可能性の高い妊婦などに対応する、いわゆる産科のICUだというふうに思っております。母体と胎児と一緒に入るというような個室の状況のような形で、かなりレベルの高い部分になると思ふます。北海道では、総合周産期センターによる指定が2カ所されているだけでございます。先ほど申しました6カ所のうちすべてにあるとい

うような状況でもなくて、かなり厳しい状況になっているという状況にございます。そんな状況の中で、全国的にかなり少ないということもありますけれども、大事な部分であるということで、今後ふやすという計画も持っているようでございますけれども、昨日も病院の実情をお話をさせていただきましたように、なかなかハードルが高いもので、先ほど議員もおっしゃいましたようにドクターとナースの確保がかなり難しいといった面から、現在のところ予定はしておりません。また、名寄から搬送させていただいたというケースもございません。

以上でございます。

○副議長（熊谷吉正議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 厳しいということで、NICUもそういう意味では旭川の言うところ、道北的に言うと16床でいいところ18床あるということですから、ただNICUも1カ月、2カ月で出るとということが珍しくて、長い人ですと、子供ですと7カ月、8カ月ということですから、そういう状況も踏まえながら、できる限りの努力もお願いをしたい。ただ、名寄は未熟児の扱いで2床ありますから、そこで対応できる範囲は対応していただくことで努力もお願いを申し上げたいというふうに思います。

次に、野外の球場の扱いであります。時間もありませんから端的に質問させていただきますが、実はなぜこのことを質問したかということ、最近スポーツトラクターというのが導入されているところがあるやに聞いています。これ金額が張るものですから大変なのですが、本体だけではグラウンド整備できなくて、芝も何も刈れるという、そういう機械なのですけれども、その導入について、厳しいからどうなのかということではなくて、実は大会前に必ず協会の役員が整備し直すのです、グラウンドも野球場もソフトボール場も。そういうときにやっぱり協会の役員も高齢化が進んでいて大変だという話も聞くところです。その

ことが教育委員会に伝わっているかどうかは別にしても、そんなところもあるものですから、ではこのスポーツトラクターの導入、いわば野球場だけでなくほかの違う所管のところも使える中身ですから、アタッチメントかえれば芝生も刈れるという状況です。たまたま健康の森のサッカー場で、実は肥料の散布見ていまして、振興公社が肥料の散布やっているなどと思ってよくよく聞いたら、ゴルフ場からその機械を借りているということだそうでありまして、単で持つのは厳しいのかもしれないので、それぞれ使える範囲、どこでも使えるような、そういう機械を導入してはどうなのかということ、またこれ違う機会に議論をさせていただきたいと思いますので、頭の中にだけ入れていただければというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、道路整備の扱いであります。バリアフリー化について、必ずしもバリアフリー化だけでなく道路整備に係って一緒にやるというのが中身ですけれども、気になったのが近年乳母車と言ったらたたかれるのですが、手押し車で散歩をされたり、買い物に行かれる高齢者が非常にふえてきています。これは、バリアフリー化だけでなく植樹柵の扱いも同じことが言えるのです。歩道に、先ほど答弁の中で根が張って歩道が上がったりということもあって、植樹柵、実は私何ぼか調べさせていただきました。それで、一番ひどいの北2丁目の東3条から国道までの間で、柵が約100ぐらいあります。大なり小なりですが、大小ありますけれども、約半数が崩壊をしているのか、壊れているのです。中には縁石が道路側に出ているということもありまして、バリアフリー化を片方でやっている割には植樹柵の扱いがこのごろ全然直っていないと。平成15年の第3定でも私この問題やりました。そのときに当時の部長がこういう答弁をしているのです。研究をさせていただきたいということで、もう3年もたちました。研究成果についてお聞きをしたいのであ

りますが、このときの後ほどの中で、実はある先輩議員が理事者が研究だとか勉強と言うのは何もやらぬことだというふうに、そういう先輩がおりまして、それはどういうことなのかと。言葉だけで、今回の定例会でも同じように研究するとか勉強すると言われてはいますが、それはやらないことだとしたら、初めからできませんというふうに言わないと、ましてやライブでやっているわけですから、一般市民はやってくれるのだなというふうに思うのではないですか。答弁のあり方についても今後気をつけてもらわないと困るというふうに私思いますが、まず答弁をお願いします。

○副議長（熊谷吉正議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 大変申しわけありませんけれども、私のほうからも少し、1点だけさきの答弁でありましたので、訂正をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど視覚障害者誘導用ブロックに関する設置で、平成60年度からと申し上げましたけれども、昭和の間違いですので、改めて訂正させていただきます。

それと、今おっしゃられた植樹柵の件でありませうけれども、北2丁目の植樹柵のことだというふうに思います。今東の部分では、東12区からも要請がございまして、来年度から現地を調査しながら、実はあの区域も含めて先ほども答弁で申し上げましたけれども、伐採している木がございまして、その伐採木が根が張りまして非常に植樹柵を傷めている状況にございますので、それも含めて東12区の部分では調査をして、来年度以降改修をしたいというふうに考えています。

それとあと、残りの4条から大通ぐらいですか、その部分は私のほうもちょっと承知をしないと云ったら、また3年前の答弁もありますからしかられますけれども、現地、あそこはたしかハルニレが植えられている部分でございまして、枝が落ちて自転車パンクしたという苦情もよく聞いていますので、それも含めて柵がどの程度傷んでいる

かどうか、私もちょっと大変申しわけないのですが、承知をしていませんので、雪解け次第調べまして、だめな部分は早急に対応したいというふうに考えていますので、これは研究とか検討でなくてやりますので、申しわけございませんが、そう答弁させていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） やりますということで、町内会からも要請あったということだそうですから、それはやっていただきたいというふうに思いますが、今回調べてほとんどのところ、一応柵の数だとか植樹木の数だとか調べさせていただきました。実は、これ調べたときに気になったのが木の種類と植樹柵の大きさによって柵の壊れ方が違うのです。北2丁目は柵小さいですから、壊れ方が大きいということだと思っております。なぜ木の種類かということ、木の種類によって根が上に張るものと下に入っていくものと両方ありまして、これが非常に植樹する扱いでは難しい問題だと思っております。景観も考えるといろいろあるのでしようけれども、それはもう少し勉強をしていただきたいというふうに思います。

最後になろうかと思いますが、実は今月に入っている行っていないのですが、16線、豊栄川のところに、プールから16線に橋がかかっています。みなみっこ橋です。あれの道路側は、16線側はさくがあるのですけれども、あのスロープに、今つけたのかもしれないけれども、川側になかったような気がします。非常に危険度もあるので、それは名寄の市の事業ではないのですけれども、道の事業ですから道に要請もしているのかわかりませんが、して、さくの取りつけも求めておきたいと思っておりますし、中身的に今後あのさくがきちっとできるというのなら、それはそれでいいのですが、答弁を求めると、最後に市長に先ほど言った研究あるいは勉強の答弁のあり方についてどう思っているのか求めて、私の質問を終わります。

○副議長（熊谷吉正議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 私ども市民からいろいろなまちづくりに対する要望等もいただくわけですが、実行できないのは財源がないということに尽きるわけです。しかし、財源がなくてできないというのはまことに私ども執行側にしては脳のない話でして、したがって知恵を生み出すために研究をさせていただくとか、あるいは他の事業との優先順位をつけるということで検討させていただくと、このような答弁をさせていただいておりまして、どのような先輩議員からお伺いしたかわかりませんが、決してしないというふうに受けとめて指導いただいていたというのは間違いであると、このように思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 野間建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 今御質問の16線のみなみっこ橋の取り付け道路の件であります。実は、みなみっこ橋から西側については市のほうでさくを設置しまして、東側については土現のほうでさせていただきました。残っている部分、スロープの部分は今北海道のほうで段取りに入っているという確認をとっておりますので、近々つくというふうに思っています。よろしく御理解いただきたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） 申しわけありません。先ほどの御指摘の関係でございますけれども、1つは廃棄物の処理基本計画書の数字の関係でございます。今確認いたしましたけれども、それぞれ内淵、風連処分場の埋め立て期間の関係でのお尋ねだと思います。今見た限りでは、11ページに記載のとおりだと思いますので、15ページの部分についてはちょっと年数間違ったのではないかと思いますので、後ほど確認をいたしまして改めてお知らせをしたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。

それから、具体的にごみの搬出方法の部分で御指摘を受けた部分につきましても、転入者の関係に

つきましては個別窓口で御指導しているということで御理解賜っておりますけれども、そういった部分で具体的に町内会特定されてお話しございましたけれども、私どもといたしましても今後収集業者等との意見交換も行う中から、そういった部分なりも確認する中で対処してまいりたいと思っておりますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 以上で竹中議員の質問を終わります。

臨時職員の勤務の現状と今後のあり方について外3件を、佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） 熊谷副議長から御指名をいただきましたので、通告順に従い質問をいたします。

臨時職員の職務の現状と今後のあり方について御質問をいたします。市長部局を初め、市教育委員会や市立病院、保育所、福祉施設等には相当数の臨時職員が勤務し、市民の福祉向上のため日夜御尽力をいただいております。さて、団塊の世代による大量退職の時代を迎え、当市においても今後多くの職員の方々が職場を去っていきます。しかし、正職員の定員適正化計画との関係から、正職員が退職しても同数を補充することは困難なため、仕事の量が減らない限りその分臨時職員に頼らざるを得ないわけではありますが、このことについてどのような御認識をお持ちなのかについて、まずお伺いをいたします。

旧風連町は、職員定数の関係から正職員数をふやせないため、臨時職員を雇用し、正職員と同じ業務を担当してきましたが、旧名寄市は正職員の補助員として雇用してきた経過があり、臨時職員に対する考え方に違いがありました。合併に伴い、旧名寄市の基準に合わせるべく統一して3年になり、矛盾点も多々存在しているものと思われませんが、この点についてどのような御認識をお持ちなのかお伺いをいたします。

次に、臨時職員の中にも病院や福祉施設など正職員と同様の業務を行っている人、正職員の補助

的な業務を行っている人などさまざまな雇用形態がありますが、賃金、有給休暇などの処遇について事業所ごとに違いがあります。指定管理者に委託している業務も含め、市教育委員会や市立病院など各任命権者ごとに決めているのか、あるいは市長部局に準じて決めているのか、現況についての御見解をお示し願います。

数多く在籍している臨時職員について、雇用期間を6カ月と定め、雇用しなければならないことは理解いたしますが、臨時職員の中には賃金のみで生計を立てている人も少なくないと思われます。臨時職員の賃金について現在何を基準として定めているのかお答えください。

最後に、正職員と同様な業務を行っている臨時職員の名称について、大学においては助教授から准教授に変更になっているということから、準職員として統一できないかについてもお尋ねをいたします。

2点目といたしまして、裁判員制度の周知と対応についてお尋ねをいたします。裁判員制度は、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを裁判官と一緒に決める制度で、平成21年5月21日からスタートします。国民から選ばれた6人の裁判員と3人の裁判官が殺人、傷害致死、強盗致死傷、放火などの重大な犯罪の裁判を行うもので、国民がそれぞれの知識や経験を生かし、裁判官と一緒に裁判することにより、国民の裁判への理解と信頼が深まり、国民にわかりやすい裁判が実現されることが期待され、地方の歴史に新たなページを開く画期的な改革とされています。先月の11月28日から裁判員候補者に選ばれることを知らせる裁判員名簿記載通知書の発送が始まり、半年後の施行を前に戸惑いや重圧を感じる人、参加に意欲を示す人など、思いもよらない通知にさまざまな表情を見せているようであります。旭川地方裁判所所轄の名簿記載者数では、名寄市から61人が割り当てられており、制度が開始し

ようとしている今市として制度の周知を初め裁判員候補者に対する、例えば保育、介護など日常生活をサポートする体制をどのように整えるのか、市としての対応についてお伺いをいたします。

3点目といたしまして、風連東地区運動広場パークゴルフ場の整備についてお伺いをいたします。風連東地区運動広場は、風連市街地、JR宗谷本線風連駅の東側に位置し、B&G海洋センター、農村環境改善センター、プール、テニスコート、ゲートボール場が一体的に整備されており、旧風連町時代にいわゆる体育ゾーンとしての位置づけがなされたところであります。平成12年、その体育ゾーンの各施設として描いていた陸上競技場予定地に体育協会の理解を得て、9ホールのグラウンドゴルフ場として造成されたのが現在の風連東地区運動広場パークゴルフ場であります。以来8年間にわたり風連パークゴルフ愛好会、会員130人の皆様を中心となって、草刈り、散水、コースの整備にと文字どおりの手弁当の労働奉仕が繰り返されてきたところであります。さらには、その間町内企業から大量の土の御提供があり、それを会員所有のトラクターで運搬、整地をし、さらには9つあった池を埋め立てをしたりと愛好会会員の皆様が初め多くの方々のボランティアの結果、当初はグラウンドゴルフ場として造成されていたため、ビリが敷き詰められていたコースも次第にパークゴルフ場としてのていを整えつつある現況であります。しかし、もともと東地区運動広場の土質は強グライ土で極めてかたく、水はけが悪い土壌から成り、芝の生育、排水性、そのいずれをとっても甚だしく芳しくなく、加えて愛好会会員の高齢化により労働奉仕についてもかつてのようには思うに任せずというところもありで、これ以上の愛好会によるゴルフ場の維持管理に困難を来している現状にあり、せめて市によるコース上の芝の整備、暗渠による排水改善を望むものであります。風連町パークゴルフ愛好会による東運動広場パークゴルフ場に対する今日までのかかわ

り合いは、まさに市民と行政との協働の典型であり、象徴であります。市民が流した汗を市は優しくふき取り、新しいタオルをさりげなく渡す、そんな絵図をこれからも眺めていきたいものであります。心からそう願ってやみません。

最後に、4点目といたしまして、風連高校校舎の風連中学校移管に係る改修工事についてお尋ねをいたします。昭和39年4月11日夜11時半ごろ、2線校舎2階南側教室から出火して1線、2線、3線の各校舎を焼失、応急対策として15学級を12学級に縮小し、東風連、旭並びに市街地の一部と3年生全員を風連小学校に、下多寄並びに市街地生徒を下多寄小学校に入れる。4月15日から授業を開始。昭和42年4月20日発行の風連町史には、防火壁と集合煙筒だけを残して無残にも焼け落ちた風連中学校と直後の様子とがこのように記録されています。あの日から44年の歳月が流れ、その間幾度かの改築問題が浮上はしつつも、日の目を見ることなく今日に至っていることは御承知のとおりであります。一方、昭和25年、名寄農業高等学校風連分校として設置された風連高等学校は、昭和39年3月に道立移管、昭和60年から現在ある校舎の改築が始まり、昭和62年には全面落成を見て今日を迎えております。その間小規模ながら小規模ならではの面倒見のよさときめ細かな教育活動を特徴とし、子供たちそれぞれの夢の実現に努力と実績とを残してきたところであり、しかし、志望生徒の減少にはいかんとも抗しがたく、まことに残念ながら多くの人々に惜しまれながら、平成21年度で閉校することが決定し、現風連高等学校校長、外川藤博先生の「最後まで光る風に」を合い言葉に平成22年2月20日の閉校式に向けての諸準備が鋭意進められているところであります。築23年を経た風連高等学校の校舎は、歴代の先生方、生徒により大切に維持管理、使用されたことがうかがい知れる高次の、高い次元の程度を維持しており、このことに大いなる敬意を表するところであります。

す。その風連高等学校校舎が平成22年4月から風連中学校として市に移管され、使用されることが決定しており、新生風連中学校として新たな出発が期待されているところであります。その新たな旅立ちに当たり、風連中学校校舎としてのイメージをどのように想像し、あらたかな校舎としての改修をどのように進めていくのかについてお尋ねをいたします。

また、平成22年4月までの間、子供たち、保護者の方が新しい校舎を知る、あるいは親しむための、例えば校舎見学会的企画をお考えがあるのかどうかについてもお伺いをいたします。

以上でこの場からの質問を終わります。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ただいま佐藤勝議員から大きな項目で4つの質問をいただきました。1項目め、2項目めは私のほうから、3項目め、4項目めは教育部長からの答弁となります。

それでは、1項目めの臨時職員の勤務の現状と今後のあり方についてお答えします。今後5年間で100名の職員が定年退職をいたします。団塊の世代の大量退職という側面と合併による組織の肥大化という状況を持っております。現在行財政改革の取り組みの中で組織機構の見直しを行っているところであり、合併によって肥大化した組織機構のスリム化、職員の減員を進めております。それに伴ってすべてに臨時職員を配置するという考え方を持っておりません。しかしながら、議員御指摘のとおり臨時職員のウエートは高くなってくるものと思っております。臨時職員の必要部署を精査し、職員の指示、指揮のもと、指導のもと業務がスムーズに実施できる体制を整えてまいります。

原則臨時職員、嘱託職員は、期間に定めがある業務や職員の補助的な業務に採用しております。特に現場においては、作業的、労務的業務を臨時職員に依存している状況です。職員と臨時職員の業務の内容、責任の範囲を明確にし、業務を進め

てまいります。

臨時職員の賃金等につきましては、名寄市臨時職員取扱要綱で定めています。賃金の基準につきましては、職員との均衡を考慮し、さらにいわゆる1号職員から6号職員に区分される職種に応じて定めています。臨時保育士については、資格の有無、臨時看護師、栄養士については資格の内容により区分を設けております。

一部事業所、農協等では、準職員という名称を使用していることは承知しております。臨時職員は、基本的には現場等での技能労務的な職、または事務等の補助等に携わるものと嘱託職員と呼ばれる非常勤職員があります。非常勤職員には、附属機関の委員及び専門委員も含まれるので、区別するために嘱託職員と表しますが、職員より短時間勤務で特殊専門的な業務をするものとしております。他の自治体においても臨時職員について別の名称を使用しているところはありません。当市においても今後名称について変更する予定はありません。

先ほど申し上げましたとおり、保育士、看護師等で資格の内容で賃金区分を設けて運用をしています。原則臨時職員は1年雇用と定められています。継続する場合は、雇用調整等を行い、賃金の決定はあくまでも1年雇用を基準と定め、一定の経験、生活水準の維持等を考慮し、要綱で細かく規定をしております。臨時職員、嘱託職員とも業務内容、勤務時間等を勘案し、賃金を決定しております。

次に、裁判員制度の周知と対応について答弁いたします。裁判員制度は、国民が裁判に参加することにより国民の視点、感覚が裁判の内容に反映されることにより、裁判が身近になり、司法に対する理解と信頼が深まるとともに、自分を取り巻く社会について考えることにつながり、よりよい社会への第一歩となることが期待され、6人の裁判員と3人の裁判官が刑事裁判に立ち会い、有罪か無罪かを判断する制度で、来年の5月21日に

全国60カ所で始まることとなります。候補者は、市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで選び、この報告に基づき候補者名簿を作成します。全国で29万5,027人で、うち道内4地裁管内では札幌6,100人、旭川と函館が各1,500人、釧路1,200人の合計1万300人となります。名寄市においては、旭川地方裁判所から8月21日付で61人の割り当てがありましたので、9月25日付で報告いたしました。これらの候補者に対し、11月28日付で全国一斉に通知書が発送され、通知書が届いた人からの問い合わせが29日の初日には約870件、2日目には4.5倍の3,890件、2日合わせて4,760件があり、そのうち2,330件が辞退に関するものだったようです。

1つ目の御質問の市民周知につきましては、旭川裁判所からポスターやチラシ等が送付されますので、公共施設等に配布するとともに、内容により広報なよろで市民に周知を行っております。昨年の8月号には、「市民が参加する裁判員模擬裁判のお知らせ」、先月の11月号では「11月下旬～12月上旬 裁判員候補者に名簿記載通知が届きます」を掲載し、市民に周知いたしました。また、市民や町内会などからこの制度について問い合わせや出前講座などの要望がありましたら、担当者を派遣していただくなどの要請を裁判所に行ってまいりたいと考えております。

2つ目の裁判員に対する支援策、サポートにつきましては、名寄市職員が裁判員になった場合、率先して参加できるよう名寄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の別表第2を一部改正し、特別休暇扱いとするよう5月までに規則改正を行う予定でいます。財団法人労務行政研究所の調査によりますと、民間企業で裁判員休暇などを既に決めている企業は47%となっておりますが、名寄の状況とは異なると思いますので、周知の際にはこれらも踏まえてPRを行ってまいりたいと考えております。今回の制度は、国の仕事



だから国がやればよいというようなことではなく、市民にとって必要なことを周知するという観点に立ち、旭川地方裁判所及び旭川地方検察庁とも連携をとりながら、限りある広報紙面等を有効に活用しながら、コンパクトでタイムリーなお知らせを心がけ、市民に周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、具体的なサポート体制につきましては、12月5日に新聞報道で最高裁は全国60カ所の裁判所がある市と区すべて、周辺の市区町村の住民が裁判員になる場合も含めて保育所で預かるよう方針を決めました。名寄市としましては、市内保育所においては一時保育の枠の中で受け入れ態勢を整え、対応してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、大きな項目の3と4についてお答えをいたします。

初めに、パークゴルフ場の整備についてでございます。現在風連東地区運動広場には、9ホールの芝コースと18ホールの簡易コース、合わせて2コース、計27ホールのパークゴルフ場がございます。風連地区市街に近いので、徒歩あるいは自転車で行くことができますので、多くの風連地区市民に御利用をいただいているところであります。このうち簡易コースについては、主に愛好会の方々が自分たちの手で整備をしてきた状況にあると伺っておりますことから、十分なコースとは言えないことも承知してございます。東地区運動広場のパークゴルフ場については、以前旧ゲートボール場を改良整備して9ホールを造成してはどうかとの御意見、要望がありました。こうした御意見がある中で天塩川河川敷にパークゴルフ場が造成されていきましたので、河川敷ゴルフ場での利用の状況を見ながら検討していくこととなったところであります。新総合計画の策定に当たっては、こうした経過を踏まえながら、前期計画の22年度に東地区運動広場の整備として、旧ゲートボー

ル場の改修整備とテニスコートの改修を計画し、簡易コース改修については後期計画として位置づけしたところであります。今年度の総合計画ローリングに当たって、事前に愛好会の方々の意向をお聞きしたところ、旧ゲートボール場の改修整備については望んでいなく、簡易コース改修を希望していることがわかりました。しかし、風連地区のパークゴルフ愛好者の総意であるのかなど協会を通して確認することも必要だと考えていますので、旧ゲートボール場の改修整備を必要としないことが確認されれば、後期計画に位置づけした簡易コース改修を前倒して前期計画に位置づけすることを想定してございます。整備に当たってはどのような形がよいのか、芝コースの9ホールと連動した使用が想定されますので、関係の方々と十分協議しながら進めていきたいと考えております。

2点目の今後の管理についてお答えをいたします。現在風連東地区パークゴルフ場の管理については、主に風連パークゴルフ愛好会の自主管理で運営しているところですが、会員の方々が御高齢になってきており、コースを管理することが年々難しい状況にあることも認識しております。しかしながら、現在整備している天塩川河川敷パークゴルフ場の利用のあり方、受益者負担とも関連しますので、整備の方法も含めて管理のあり方を検討しなければなりません。今後の管理につきましては、自分たちでできる範囲を愛好会の方々にお願いすることを基本として想定していますが、現在利用されている名寄地区の名寄川河川敷パークゴルフ場や天塩川河川敷のグラウンドゴルフ場の管理のあり方なども比較し、検討しなければならないと考えているところです。

次に、大きな項目の4、風連高校校舎の風連中学校移転に係る改修工事についてお答えをいたします。初めに、改修工事と金額についてお尋ねがありました。1日目の田中議員への答弁と内容が重複する部分がありますが、御理解願いたいというふうに思います。本年4月から北海道教育委員

会と転用に関する協議を進めさせていただいております。道教委の基本的な考え方は、転用を前提として作業を進めてよいこと、本格的な協議は平成21年度に予定され、当面道教委、風連高校、名寄市教育委員会の3者は連絡調整を図ることとしております。転用に関して高等学校と中学校の教育課程の相違から、中学校の学校運営や学習指導に支障を来さないよう校舎などの改修を行う必要があります。風連中学校の教職員の皆さんと協議を始めているところであります。想定される主な改修内容は、技術教室や美術教室などの特別教室の設置、特別支援教育のための教室の設置、生徒用トイレや生徒玄関などのバリアフリー化、職員室や事務室などの改修、教育用コンピューターなどの機器の移設、格技場の耐震補強などが想定されているところであります。また、屋外のグラウンドやテニスコートの補修も必要と思われます。これら改修に要する費用は、新名寄市総合計画の実施計画に風連中学校整備事業として新規掲載し、事業費を約9,000万円と試算しております。なお、この試算はいまだ詳細な実施設計が完成していないため、文科省が示す建築単価及び改修単価などに試算したものでございます。また、外壁などの補修につきましては、今後の実態調査を経て検討してまいりたいと考えてございます。

次に、風連中学校の移転と施設の改修などに関する進め方についてであります。風連中学校教職員、風連中学校PTAや校区小学校PTA代表などによる（仮称）風連中学校移転準備委員会を設置し、改修等の基本プランのたたき台をお示しをして、これを練り上げていただき、実施設計に着手してまいりたいと考えております。新たな風連中学校のイメージなどについてもこの移転準備委員会の中で御議論いただきたいというふうに考えております。また、風連高校におかれましては、風連中学校の移転について深く御理解を賜り、御協力をいただいているところであります。今後も連携を密にして取り組んでいきたいというふうに

思っております。

次に、校舎見学会などの実施についてお答えをいたします。保護者の皆さんに対しては、本年4月以降の経過について説明会と風連高校の学校施設の見学会を去る8月11日に実施させていただきました。風連中学校PTAと風連中学校校区の各小学校PTAの役員の皆さん16名、各校教職員8名の方々の御参加をいただきました。今後も風連高校の御協力をいただき、必要に応じて移転準備会などによる見学を実施してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） それぞれ御答弁をいただきました。改めて再質問をさせていただきます。

初めに、臨時職員の関係について再質問いたします。今後5年間、19年から23年の間に100人、私の持っている資料では99名の職員の方が退職されるということで、それに一方、同じ19年度から23年度においては新規採用が31名ということで、一般行政職に対する定員の数字も19年度の378人から23年には325人に減るということでもありますので、仕事の量は今の時代の流れでございますので、ふえることはあっても減ることはないという時代の趨勢でございますので、その間を埋めるのはやはり臨時職員の皆様だというふうに考えておりますし、ただいまの御答弁でもそのとおりだったということで、今後臨時職員の皆さんの位置づけをどういうふうにしていくかと。それは、待遇、賃金も含めてであります。大きな問題になってくるものというふうに考えられます。そんな中で私が今回この問題を考えたときに一番わからないところが先ほど答弁にもありましたけれども、嘱託職員と臨時職員の境というのが専門職、専門性を有するとか、あるいは期間の問題だとかということで、一応の区切りはあるようではありますが、20年度の予算説明書

の資料を開いてみても例えば臨時職員の中にも経験を必要とする保育士であるとか、栄養士であるとか、それから調理、介護、そういった方が入っていらっしゃるし、同じくやはり嘱託の中にも同じような専門性を有する方がずらっと記載をされているわけです。嘱託職員と、それから臨時職員の整理というのは、今後どのようにお考えなのか、まずこの点についてお答えを願います。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 臨時職員の関係につきましては、先ほども言いましたように最長1年間を雇用として、職員の補完的業務を対応させていただくという考えでいまして、結果的に清掃作業員、道路作業員、営繕作業員も含めて、結果として複数年使っている方につきましては雇用調整をさせていただいての雇用というふうに考えております。嘱託職員の関係につきましては、今言いましたように専門的な知識を有する人方について、職員の勤務時間よりも若干4分の3とかということの部分であったり、特殊な職員については職員と似たような勤務時間であっても専門性のより高いものということで、一定の区分分けをさせていただいて雇用しているのが実態です。現実見ますと、なかなかその部分が本来であれば職員で抱え込まなければならない部分も職員定数もありまして、臨時職員で対応させていただいているとか、特に現業職員の関係につきましては民間委託に出すか、もしくは臨時職員という形で使用させてもらっている実態もあります。

以上です。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 先日の議論の中にもありましたけれども、今の今後のあり方としてアウトソーシングというような考え方もあるかと思いますが、いずれにしても今現在専門性を有する臨時職員の方が多数いらっしゃるということで、このところは嘱託職員、それから臨時職員の整理とあわせて、それから賃金等についても非常に

ばらつきがあるということをしっかり見ていかなければいけないというふうに思います。例えば保育士の報酬額を見ましても、病院と、それから民生費に属する保育士の賃金には違いがありますし、それから栄養士についても違いがあるということで、私はなぜこの違いが出てくるのかまではこの場では問いませんけれども、なかなか外から見てわかりづらいというところがあるかと思えます。確かに先ほど質問の中にも賃金の基準はどうなのですかというようなことでお聞きをしているわけですが、それはやはり職員の方に準じてということなのでしょうけれども、今のそういった賃金が同じ専門性を有する保育士、あるいはこれは例えばですが、栄養士であっても違いが出ている。それから、もう一つ大きな問題として、これも賃金であります、極端に言うと昨日入った職員の方も、それから10年勤めている方も賃金は同じであるということは、これは先ほどの御答弁からもきちとした理由があつてのことなのでしょうけれども、生活の実感として、それから職場のあり方として、やはりだれもが疑問を感じるころだというふうに思います。やはりベテランの方は新人に通常の作業に加えて指導をしていくという立場も持っていらっしゃるでしょうし、逆に新人の方は手とり足とりで学んでいかなければいけないということで、しかしながら現場でのいただく報酬については全く差異がないということについて、高い安いの問題はこの場では議論しませんが、これはなかなか難しい問題だというふうに思いますが、今の2点いかがでしょうか。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 一定程度生活できる賃金を保障するという部分では、1号職員の清掃作業員から5号職員の恒常的な臨時職員まで、これにつきましては加給賃金、いわゆる寒冷地手当の加給賃金、夏、冬に加給賃金も含めまして一定の国の職員の給料の号俸に見合いの形で格付をさせていただいて、その賃金を日額に割り返しき

せてもらった賃金体系を基準として持っておりまして、そういう形で一定の配慮はさせていただいているつもりはしております。ただ、あくまでも臨時職員の雇用関係につきましては原則1年がベースで、場合によっては毎年毎年人が変わることも想定する中での賃金体系と考えておりまして、結果として一人の方が3年も4年も長く使用している実態はありますけれども、基本的には1年の雇用ということで御理解を賜りたいというふうに思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 原則そういうことだというふうに思います。繰り返しになりますけれども、1号から4号、5号の方に関しては、そうは言いながら現場ではやはり長年お勤めいただいて、そして専門性を発揮していただいているというのが現場の実情ではないかというふうに思います。原則は原則として、一方で人件費の部分という非常に難しい問題があることは理解しながらも、やはり現場として抱えている問題にしっかり今後はますます臨時職員の皆さん、あるいは嘱託職員の皆さんのウエートが大きくなっていくことでございますので、今までの原理、原則でいくばかりではなく、現場をしっかり見据えた対応をしていかなければ今後特に現場においてはうまく機能していかなくなっていくというようなことも心配されますので、現場との話し合いをしっかりと進んでいくべきだというふうにこの場をおかりして申し上げておきます。

それから、もう一つ、具体的な問題を1つお聞きいたしますが、4月から介護報酬の引き上げが予定されておりますが、増収分として出てくるわけですが、先ほど申し上げましたとおり例えば専門性を有する、あるいは経験が必要、長くなればなるほどやはりその能力が発揮されるという分野に介護の現場があろうかと思えます。介護の現場に関しては、御案内のとおり非常に最近の低賃金によって定着率が悪いと。その結果、事故も多発

するというところであります。これは、やはり応分の報酬で長く働いていただいて、専門性を発揮していただくことが事故の低下にもつながりますし、すべての入所されている方にそういった恩恵をこうむるというふうに考えるわけですが、4月以降の介護報酬の引き上げによる増収分の使い道を本来これは人件費として国のほうでも考えていることだというふうに私は理解をしているわけですが、そのあたりの考え方がありましたら、お尋ねをいたします。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 名寄の場合の介護職場におきましては、社会福祉事業団のほうで対応しておりまして、実態的には私が承知している範囲では、介護報酬で本来はホテルコストである建物の整備事業も含めて民間ベースでは行われていますが、名寄市の実態においてはホテルコスト分の施設整備を除いても8,000万円とか1億円近いような、一施設で超過負担をするような形、超過負担という言葉悪いですが、一般財源で支えている状況になっています。そういう部分で見ると、名寄市が関与する社会福祉事業団よりも民間ベースはもっともっと条件的にはきついのかなと、そういうふうには認識しております。その中で一定程度社会福祉事業団の賃金関係につきましても市から指定管理料という形でお金をお支払いしている関係もありまして、具体的な国から出てくる3%の介護報酬の引き上げとかということもあるのでありますが、内容を精査しまして、副市長が副理事長という形で最終的に賃金関係の相談させていただきまして、名寄市としてもそれらについては検討してまいりたいと考えます。現時点では、どういう配分になるかについてもまだ情報が私のほうに来ておりませんので、その辺については情報を得次第早急に新年度に向けて対応してまいりたいと考えております。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） わかりました。病院

がそうであるように、やはり介護の現場もいかに職員の皆さんに専門性を発揮してもらおうかと。それから、定着していただくかというのがこれから長寿社会を迎えますますます求められるところでありますので、施設整備の部分は十分に理解をしながら、やはりそこで働くのは人、介護の現場はまさに医療現場と同じくマンパワーがすべての源になってくるといふふうに私は思っておりますので、4月からの分についてもしっかりとした職員の皆さんとの理解のもとに進んでいくべきだといふふうに考えておりますので、このことについてはまた後から川村幸栄議員のほうから出る可能性がありますので、この辺でとどめておきます。いずれにしても、各職場ごとに賃金あるいは有給休暇等のばらつきがあるということでございますので、これについてもやはりわかりやすく、しかも臨時職員の方が安心して生活を、生活給でございますので、送ることができるような話し合いのもとに対応していくべきだといふふうに考えております。

次の問題に移りますが、2つ目の裁判員制度の周知と対応についてということで、今まで3回ほどこの裁判員制度については広報を通して周知をしているということでございますので、大変積極的な早い取り組みだったといふふうに私も理解しております。ただし、何せこの国始まって以来、司法に私たち素人が参加していくという、3権のうち唯一閉ざされていた司法に私たち国民が参加していくという本当に歴史的な出来事が今始まろうとしているやさきでございますので、国のこととはいいながら、答弁にもありましたとおり自治体としてしっかりと市民の皆さんに制度の内容を知っていただくということが大事ななといふふうに思うわけでありますので、今までやはりどっちかという断片的に情報が出されてきたのかなといふふうに私は見ております。私たちの会派で安芸高田市というところ、広島県ですが、これは一つの例として私もたまたま目にとまったものです

から、11月号の広報を開くという形で一面に裁判員制度、5月21日からスタートしますということで特集を組んでいます。例えばこのようなことで、やはり裁判員制度の形がコンパクトに一目でわかるということをごひ私たち市民に向けて取り組んでいただきたいということであります。

それから、先ほど保育に関しては、取り組み、それから休暇等についてもありましたけれども、今先ほど申し上げましたとおり介護の問題がどの家庭でも非常に大きな問題としてふえてきているわけですが、介護についての御認識について再度お聞きをいたします。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 介護につきましても保育と同じように一時的な預かりがないと対応が難しいと思っております、これにつきましてはショートステイのあき状況にもよるのですが、現時点では必ずしもショートステイは満杯でないといふふうに認識しております、ショートステイを活用した形での対応を考えています。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） わかりました。だれに来るかわからない。1年ごとの更新でありますので、だれしものが抱えている問題、抱えなければいけない制度でありますので、その都度問題が発生してきましたら、窓口等も市民の皆さんにしっかりとわかるようなことで対応していくべきだといふふうに考えております。

それから、次の東地区の運動広場パークゴルフ場の問題であります、これは御答弁にありましたとおりかつての一般質問で出た部分と、それから実際運動広場を活用されている方、愛好会の皆さんも含めて考え方にずれがあったということでもあります。しかしながら、いずれにしてもこの8年間愛好会の方が本当に手弁当どころかみずから1台、2台ならずとも10台以上の刈り払い機を会員の皆さんが持ち込んで、ラフの刈り取りですとか、それから先ほど申し上げましたとおり

トラクターによる整地、土入れ等を実施してきて、非常に愛着を持って今日まで使用してきたというよりは育ててきたゴルフ場だというふうに私は理解をしております。ですから、愛好会の皆さん、それからあのパークゴルフ場を利活用されている方の流した汗がしっかりと報われるような受けとめ方を委員会側はしていただきたいということでもあります。部長の御答弁にもありましたとおり、愛好家の皆さんもみずからやれるところは当然これからも行っていくし、なかなか難しいところはやはり市のほうで何とかお願いしたいというふうな、そういうことだというふうに思いますので、前期計画の22年にも入っておりますが、積極的なメッセージを関係者の皆さんに教育長のほうから送っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（熊谷吉正議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま佐藤議員のほうから風連東地区の運動広場にかかる同好会とか、それから地域の皆様の熱い思いをいろいろ聞かせていただきました。まさにあの地域は体育ゾーンといえますか、景観もよく、本当に自転車で気軽に来られる、そういうところに位置しているということをよく理解しております。パークゴルフ場ということに限定して考えますと、議員も御案内のとおり天塩川河川敷等の大造成によりまして一定程度の需要を生み出している、こんなふうに考えられるところではありますが、運動広場として主として何ができるか、こういうことも視野に入れながら、今後引き続きまた地域の方あるいは関係団体の方とも十分な話し合いをしてみたいなど、こんなふうに考えております。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 今教育長の御答弁にもありましたとおり、まずやはり関係者の方としっかりと対話をするということから始まるのが原則かなというふうに思います。先ほどの御答弁では、後期計画を前倒しし、あるいは見直しをし

ながらというようなことにも言及をされておりますので、ゲートボール場をパークゴルフ場化すると非常に敷地的にも窮屈、狭い部分でありますので、十分な9ホールが造成されるというふうには専門家の方が見ても考えられないということでもありますし、加えてあいつた土壌を基本的に新たに造成していくとなると金銭的にもかなりのものが予想されるということでもあります。一方、従来使用してきた18ホールのパークゴルフ場につきましては、一定程度のコースはでき上がっていると。ですから、そのコース上の整備を排水も含めて市として近い年度のうちにお願いできないかということでもありますので、決してこれは無理なお話でもないと思いますし、それから先ほどもお話ありましたとおり、名寄市内の河川敷の2つのコース、あの先駆的な取り組みを見ながら、取り入れながら風連地区の新たな自主管理のコースとして早期の整備を求めるものであります。

最後に、風連中学校の部分に触れさせていただきましたが、これは田中議員のほうからも質問がなされておりますので、今のところ特別教室等を含めて整備をしていくというふうなお話なのですが、私が日々出入りして思うことは、イメージということにこだわるのですが、イメージというのはあってなきがごとし、非常につかみどころのないものなのではあります、やはり第一印象というのは人もそうですけれども、学校においては特に大事だと。名寄市内を例えば見てみると、多くの小学校に塔が建っておりますが、あれを見ると遠くから見てもあそこに小学校があるのだというようなことがわかるのがシンボルであり、イメージだというふうに思うわけです。私は、決して塔を建てろと言っているのではなくて、例えば外壁の色一つにしても、今の風連高等学校の外壁の色というのはブラウン系で非常に落ちつきのある、やっぱり高校だなという重厚感のある彩りになっておりますが、中学生はもっと若くてはつらつしていると。例えば今の風連中学校の外壁のカラーは、

少しピンクがかった非常に明るい色で塗られているのかなというふうに思います。ですから、例えばそういった外壁を選ぶ場合も先ほど委員会をつくって保護者の皆さん方と話し合いながらといったお話があって、私も安堵したわけですが、大いにそういった方、先ほどのパークゴルフ場と同じようにやはり関係する皆さんと十分に事前に話し合うということが非常に大事な部分だというふうに考えております。そこのところをしっかりと進めていっていただきたいと。

それから、校舎見学会のお話もしたのですが、私は今在籍されている中学生の関係者の方は風連高校の内部、外も含めてごらんになっているかなというふうに思うわけですが、加えてこれから中学校に上がる風連地区の小学校の保護者の皆さん、これは子供たちも含めてですが、ぜひ中を見ていただきたいと。そして、イメージを膨らませていただきたいというふうに考えております。先ほど壇上から申し上げましたとおり、中は非常によく管理をされて、本当に長年よくぞここまで大切に立派に使ってきましたという、思わずそういう言葉が出るのは皆さん御案内のとおりなのですが、それにさらに今回手を、リフォーム、リニューアルしていくということでございますので、経過も含めて今後まずは子供たち、そして保護者の皆さんに新しくできるであろう風連中学校の今の姿を見ていただきたいというふうに考えておりますので、そのあたりの企画についても積極的に進めていっていただきたいというふうに思っております。

以上申し上げて、私の質問を終わります。

**○副議長（熊谷吉正議員）** 以上で佐藤勝議員の質問を終わります。

13時まで休憩します。

休憩 午前11時58分

---

再開 午後 1時00分

**○議長（小野寺一知議員）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

3回目の見直しがされる介護保険制度について外2件を、川村幸栄議員。

**○4番（川村幸栄議員）** 通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

1点目に、3回目の見直しがされる介護保険制度についてお伺いをしたいと思います。2000年にスタートした介護保険ですが、だれもが安心して公的介護を受けられる制度を確立し、老老介護や肉親の介護のために仕事をやめ、結婚もあきらめざるを得ない人も少なくないという深刻な家族介護の現状を改善することが切実な要求となっています。しかし、保険料だけは天引きされるが、いざというときには頼りにならないと存在が問われています。また、劣悪な労働条件のために深刻な人材不足が制度の存続にもかかわる重大な問題となっていることは皆さん御存じのとおりです。来年4月から3回目の見直しがされ、2015年に実現すべき目標に向けた第4期事業計画が始まります。名寄市でも保健医療福祉推進協議会に委嘱し、見直しのための事業計画策定が進められているわけですが、介護保険利用者らへのアンケート調査の結果等も含めて、どのように事業計画が進められているのかお知らせをいただきたいと思っております。

次に、介護報酬の見直しについてお伺いをいたします。多くの介護事業所の経営は、危機に追い込まれています。過去2度の改定で報酬は合わせて4.7%も引き下げられました。また、05年6月の介護保険法改悪で、特養などの居住費や食事代が利用者負担となり、施設に給付されていた基本食事サービス費が廃止されたことで、介護施設は大幅な減収になりました。これが介護の人材不足、劣悪な労働条件、深刻な経営難のもとになっており、介護報酬の引き上げは国民的な要求になっているのではないのでしょうか。こうした国民的な要求の高まりに政府与党が10月30日発表した追加経済対策には、介護報酬3%引き上げで、介護労働者の給与を月2万円アップというのを盛

り込みました。しかし、本当に働く者のところまで届くのかなど実現を不安視する声も広がっています。そこで、名寄市の介護職員の皆さんの労働条件等どのようになっているのか、お知らせをいただきたいと思います。常勤、非常勤の介護職員の平均賃金はどのようになっていますか。また、名寄市内の各事業所の平均賃金等わかればお知らせをいただきたいと思います。

次に、介護保険料の改定についてお伺いをいたします。介護報酬の引き上げが保険料の値上げになったり、介護給付の促進などによって利用料の値上げがあっては困ります。全国市長会も長年要求している介護に占める国庫負担金の割合を引き上げることが何よりも必要です。名寄市としてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

2つ目に、安心して出産できるまちづくりについてお伺いをいたします。助産師外来設置についてですが、これはことしの第1回定例会でも質問させていただきましたけれども、昨年に続きことしも産科救急が大きな社会問題となっています。少子化が進む中で安心して子供を産み育てる環境の整備は急務です。旭川以北稚内間で唯一お産ができるまちとして、将来に向けてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

日本産科婦人科学会がことし行った調査では、大学病院の産婦人科医の1カ月の当直、平均6回、最も多い医師では15回だったとあります。この医師の勤務時間は月50.5時間、休日を全くとらずに1日17時間も働いた計算になります。医師不足の悪循環をとめるためには、働きやすい環境の整備が不可欠だといいます。名寄市立病院の産科医の勤務状況はどのようになっているのでしょうか。産科医の負担軽減につながる助産師外来の設置についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、助産師養成についてお伺いしたいと思います。産科医と同じく助産師の確保も難しい状況にあるようですが、名寄大学の看護科、4

年制となって保健師の国家試験受験資格を得られるようになりましたが、助産師資格取得についてはどのようになるでしょうか。道立衛生学院の廃止が言われています。名寄大学での助産師養成に向けての考えはあるのかどうかお聞きしたいと思います。

3つ目には、子供たちの教育環境についてお伺いをいたします。学習指導要領の改訂についてお伺いをします。今回の改訂学習指導要領に対して総合的学習の時間減、授業時間数の増加など前回の改訂時の批判が改められようとしているのだから、改善ではとの意見も一部あるようですが、本当に子供たちのためになっているのか、しっかり見ていかなければならないと思います。1つは、授業時間数の増の問題です。昨日の議論の中で中学生は7時間授業の日があるとのことでした。これに加えて小学校1年生では毎日が5時間授業、小学校2年生では週にこのうち1日6時間授業、4年生、5年生、6年生では週のうち1日だけが5時間で、ほかは6時間授業になるといいます。2つには、2本立ての教育内容が想定されているのではないかということです。これ以上は踏み込んでほしくないとか、これ以上は教えるはならないというように歯どめ規定を見直して、新たな研究開発学校制度を創設して、上位の子供たちにはたくさんの教育内容を提供できるようにしていると言える内容です。一方で、下位の子供たちには重点指導事項を指定して、最低限ぎりぎりの教育内容を定めた上で、繰り返し反復学習でそれを徹底して教え込むというようになっていることです。3つに、道徳教育の推進を主に担当する教師を中心にした道徳教育を進めようとしていることです。もちろん市民、道徳、人間的モラルは大切なものです。しかし、心のノートに沿った画一的な道徳授業が強制されてはならないと思います。来年から前倒しで算数、数学、理科が実施されると言われていますが、早期実施に不安の声も上がっています。これでは、子供たちのためとは言いがたい



と思います。子供たちの実態をしっかりとつかんだ父母、地域住民合意の独自の教育課程づくりが必要と思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、全国学力・学習状況調査についてお伺いいたします。昨年に続き全国一斉学力テストが実施され、それによって都道府県レベルのランクづけが行われました。1番だった秋田県では、全県一斉のテストによって学校がランクづけされ、成績の悪い学校は校長が市町村教育委員会に呼び出されて何をやっているかと怒られ、その校長から先生が怒られる。そして、その先生が子供たちに当たるといった事態が起こっているといえます。子供たちは、1年間学力テストのために補習を受けて大変だった、先生が怒りやすくなったと言います。このように学校が息苦しい異常な競争教育の場と化しています。また、先日下位だった沖縄県の先生たちが秋田県に研修に行っている様子が報道されていました。競争を激化させるだけの全国一斉学力テストはやめるべきだと思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、教職員の勤務実態調査と健康調査についてお伺いをします。2006年の文部科学省の教職員の勤務実態調査では、教師の勤務時間外労働の1日平均、最も長い中学校で約2時間18分、1966年調査、40年前ですが、1週間分にもほぼ匹敵すると言われていています。この40年間に教師の多忙は著しく進行しています。また、労働科学研究所の2005年の教職員の健康調査でも教師の長時間過密労働の実態を示し、7割以上が家庭、余暇、生活に犠牲を強いられていると答えています。この調査では、教師の職業性ストレスはほかの職業と比較して著しく高いとあります。さらに、ことし8月に行われた日本の教育を考える10人委員会の調査では、教員やめたいと思った、61%です。その最も多い理由が業務多忙でした。そこで、名寄市として教職員の皆さんの勤務状況、また健康状況の把握についてどうなっているのかお知らせをいただきたいと思います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 川村議員から大項目で3点について御質問がありました。1点目は私のほうから、2点目は市立病院事務部長から、3点目は教育部長からの答弁となります。

それでは、3回目の見直しがされる介護保険制度についての小項目3点について順次お答えをさせていただきます。最初に、1点目の事業計画の見直しについてであります。介護を社会全体で支えるため、平成12年から始まりました介護保険制度では、保険者が介護保険法に基づき事業計画を定め、情勢の変化に対応するため3年ごとに計画を見直ししながら進めてきました。平成21年度からは、第4期計画により事業運営をしていかなければならないことから、今年度中に計画を策定するため、現在名寄市保健医療福祉推進協議会の高齢者部会で検討しているところでございます。第4期計画策定に係る国の基本的な考え方は、第3期の計画の時点と比べますと大きな変更点はございません。現行の第3期計画は、平成26年度末、つまり第5期計画終了年の高齢者介護の将来像を見据えた上での計画でしたので、今回策定する第4期計画につきましては第5期計画の目標に至る中間的な位置づけにとらえております。第4期計画の策定日程につきましては、去る5月21日に保健医療福祉推進協議会を開催して、本計画の策定を高齢者部会に付託し、7月9日、11月5日の都合2回の部会を開催しております。その後事務局で取りまとめた計画素案を今月17日に開催の第3回目の会議に諮り、審議していただくとするもので、さらに会議の結果をもとに1月に計画案を固め、2月の推進協議会で承認をいただいでいく方向を考えております。また、計画策定に係る基礎資料として、本年5月下旬から高齢者アンケートを実施し、市民ニーズを調査したところでございます。その結果、現行のサービス内

容を維持していくことや保険料の負担をふやさないことを望む声が高いと分析しております。これらの声を参考にしながら、第4期計画では住みなれた地域でいつでも高齢者の保健医療福祉サービス及び介護サービスが受給できる計画づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の介護報酬の見直しについてですが、国は制度スタートから介護サービス給付費が上昇傾向となり、保険財政に影響を及ぼし、第2期計画及び第3期計画策定時において連続して介護報酬単価の引き下げを行った経緯があります。しかし、その結果は介護事業所経営及び介護従事者の賃金等に大きく影響し、事業所の撤廃や介護従事者の転職等が目立ち、介護保険制度根幹の課題となってきたところがございます。このことから、国は第4期計画から介護報酬単価を3%引き上げることとしておりますが、このままでは市町村の介護サービス給付費も増加し、被保険者の介護保険料が上昇していく構図となっていきます。そこで、国はこの引き上げ分について市町村に交付金の財政措置を図り、被保険者の保険料負担を軽減する方針を示しております。この交付金については、国会において補正予算が成立し、決定されることから、いまだ紆余曲折も考えられますので、緻密な情報収集に努めていきたいと考えております。

次に、3点目の介護保険料の見直しについてですが、最初にこれまでの名寄市の過去の介護保険料の基準額の推移を申し上げます。第1期では3,149円、第2期では3,836円、第3期では3,667円となってきました。第3期の保険料の全国平均については4,090円、全道平均では3,910円であり、比較的保健医療福祉サービス環境に恵まれた本市にあっては妥当な金額と考えています。本市の第4期計画における介護保険料の推定額につきましては、高齢者部会でサービス事業内容を含めて審議した上に推定されますので、もう少しお時間をいただきたいと思っております。ただ、

3期計画時と第4期計画策定時における制度的、社会的背景の変更点を挙げるとするならば、まず保険料上昇要因として高齢化に伴う介護認定者の自然増加や先ほどの介護報酬の引き上げ上昇分が挙げられ、次に下降要件としては東病院介護病床の減少、繰越準備基金の取り崩しなどにより保険料軽減措置などが考えられます。新たな介護サービスを取り入れていくにも保険料と深く関係があり、サービスを利用される方、保険料のみを納めている方にそれぞれ御意見があると考えていますので、高齢者部会でしっかり協議していきたいと考えております。

以上、私のこの席からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 私からは、第2点目、安心して出産できるまちづくりについてお答えをいたします。

まず、1番目の助産師外来設置についてでございます。産科医師の勤務状況と助産師外来の設置についてお尋ねをいただきました。まず、産科医師の勤務状況についてお知らせいたします。当院には、産科の医師4名が勤務してございます。病棟の夜間当番は、毎日2名が待機での体制をしております。月平均45件程度の夜間分娩件数がございます。結果、月に半数程度呼び出しがあるということになると思います。また、休日の当番と救急外来の当番があり、月平均にいたしますと1人月平均1回から2回ということになってございます。

次に、助産師外来についてお答えいたします。当院では、病棟に13名、外来には職員1名とパート1名、合わせまして15名の助産師を配置しておりますが、助産師外来は設置してございません。助産師が医師と役割を分担しながら、自律して妊産婦やその家族の意向を尊重しながら、健康診査や保健指導を行う助産師外来の必要性はあると認識をしております。助産師がゆっくりと時間

をかけて妊婦さんとかかわることができたり、不安の軽減や妊婦さんの持っている疑問の解決につながったり、自分自身を受容してもらい、認めてもらうという安心感や肯定感が持てるなどの大きなメリットがあるものと思います。全国各地の病院で助産師外来が実施されており、道内でも7病院が実施していると承知しております。当院では、助産師外来の標榜はしてございませんが、産婦人科外来に2名の助産師を配置し、安定期に入った妊婦さんに対応をしております。助産師外来を設置するには、まだ人員が不足ですので、診療部とも検討の上、時期が来た時点での判断となりますので、御理解をくださるようお願いをいたします。

次に、助産師の養成について御質問をいただきました。名寄市立大学保健福祉学部は、看護、栄養、福祉の3学科で構成され、看護師、保健師、管理栄養士、社会福祉士の専門職種を養成する機関として設置されております。看護学科では、卒業時に看護師と保健師の国家試験受験資格を全員が取得できるようにカリキュラムの編成がされております。将来助産師として働きたい学生については、卒業後北海道立衛生学院などの1年制の助産師教育課程となる助産師養成校や助産師課程を持つ4年制大学への編入、さらには助産師の2年制養成コースが設けられている天使大学などの大学院へ進学し、助産師の資格を取ることとなります。近年は、4年制大学に選択制の助産コースを設置する大学が増加し、短期大学の助産専攻科や助産師学校は減少傾向にあります。その大学においても少子化によるお産の減少や看護師養成教育の充実などを背景に時間的な制約が大きく、十分な助産技術が習得できないなどの理由から、現在は助産師教育を担う大学院や専攻科などが設置され始めてきています。現在道内に助産師養成課程を持つ大学や看護学校は7校あり、助産師養成所数から見ても助産師の養成数は横ばいと予想されておりまして、道内学生のニーズや現看護学生の意向、さらには実習施設や教員の確

保などの課題を踏まえ、今のところ本学看護学科に助産師養成課程を設ける考えは持ってございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、大きな項目の3、子供たちの教育環境についてお答えをいたします。

初めに、学習指導要領改訂についてであります。学習指導要領の改訂につきましては、教育基本法や学校教育法の改正を受け、これまで示されてまいりました生きる力をはぐくむという理念をより一層明確に掲げたものでございます。新学習指導要領では、生きる力を知的基盤社会において自立的に生きるために必要な力と押さえ、知育、徳育、体育の3つの要素をバランスよくはぐくむ必要があるとしてございます。学力においては、学校教育法で明示された学力の重要な3つの要素を各教科等において具現化し、はぐくんでいくとともに、道徳教育においても望ましい道徳観を身につけ、よき社会人としての人格の形成を図っていくことが求められております。名寄市教育委員会といたしましては、各学校にこれらの趣旨を十分に理解し、授業や日常の教育活動に生かしていけるよう上川教育局等の協力を得て、研修会や新学習指導要領の説明会において指導してきているところであります。学習指導要領では、どの子にも生きる力をはぐくむことが求められており、教育の機会均等や教育水準維持などは教育の大きな命題でもありますことから、単に学校だけではなく、家庭や地域の連携を十分に図りながら、子供たちの健全育成に努めることが必要であります。これらを踏まえながら、今後とも新学習指導要領の趣旨が十分生かされ、名寄市の特色を生かした教育課程の具現化が図られるよう指導してまいりたいと考えております。

次に、全国学力・学習状況調査についてであります。全国学力・学習状況調査の目的は、全国的

な義務教育の機会均等とその水準維持、向上の観点から、教育及び教育施策の成果や課題等を把握、検証してその改善を図り、児童生徒一人一人の学習状況の改善や学習意欲の向上等につなげるとともに、これらを通じて継続的な検証改善サイクルの確立に資するためのものであります。調査結果の分析を踏まえて、各学校が日常の教育活動の改善を図ることが重要であり、他との比較や結果のみがひとり歩きすることは本調査の意図するところではありません。名寄市教育委員会では、本調査の目的に合わせ、結果の分析及び改善策の策定を名寄市教育研究所に指示いたしました。同研究所におきましては、全国学力・学習状況調査指導改善検討委員会を設置して、名寄市内児童生徒の学力傾向及び学習状況を分析して、長期的な見通しのもとに子供たちの基礎学力の定着を図るために改善策を検討してきており、ことしじゅうには平成20年版指導改善プランとして報告する予定になっております。また、学力の向上については、学校と家庭や地域の連携が不可欠でありますことから、報告の中では学習状況についても分析を行い、望ましい学習環境の構築に向けた提言を学校と各家庭へ行っていく予定であります。名寄市教育委員会といたしましては、この報告に基づいて各学校及び家庭が子供たちの学力向上へ向けての取り組みを一層充実させるよう努めるとともに、今後とも学力・学習状況調査の活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、教職員の勤務実態調査、健康調査についてでございます。教職員の勤務実態調査につきましては、文部科学省が義務教育教職員の人材確保方法について教職員をめぐる雇用情勢の変化等を踏まえ、廃止を含めた見直しを行うとした中で、勤務実態を適正に把握するために全国的な調査を行ったものであります。調査結果においては、日常的な超過勤務等の状況が明らかになったことから、多忙化の原因等の把握や時間外勤務の縮減に向けての取り組みがなされるようになってきてお

ります。北海道教育委員会では、教職員の健康及び福祉の増進の観点などから、学校職員の時間外勤務等の縮減に向けた指針を発出するとともに、時間外勤務等縮減強調週間及び定時退勤日の設定などの取り組みについて通知しております。名寄市教育委員会といたしましては、本市教員においても時間外勤務等の実態があり、強調週間や定時退勤日の取り組みばかりでなく、校内LANの整備などによる業務処理体制の改善や意識の啓発などの取り組みとともに、問題を個人対応とせず、学校体制の中での解決とすることで、教師個人への精神的ストレスを緩和するよう取り組むなど、メンタルヘルスについても各学校に対策を講ずるよう指導してきているところであります。

各学校においては、会議の効率化や定時退勤の設定、指針を活用した教職員の意識の啓発、あるいは部活動の複数配置などについて取り組んでいるところであり、教育委員会といたしましても今後とも時間外勤務縮減とともに健康な職場づくりを努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁いただきました。再質問と要望をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、介護保険の問題ですけれども、先ほど介護職員の皆さんの実態のところはどういう状況になっているかお聞きをしたところだったのですが、ここがなかったかなというふうに思うのですが、先ほど佐藤勝議員の議論の中でも民間では名寄市の職員よりもっともっと低いのではないかというふうなのがあったかと思いますが、介護保険法の改悪と相次ぐ報酬の引き下げが介護労働者の賃金低下を進める要因になっているというのが実は厚生労働省の統計でも明瞭にうかがえます。実は、常勤の介護職員の平均給与、これが常勤で月22.7万円となっています。これは、全労働者平均の37.3万円の6割程度にしかならないとい

う状況です。さらには、若い方たち、若者の正規職員や常勤のパートでも年収が200万円に満たない労働者が多く存在していると。これは厚生労働省の統計なのですけれども、こういったことが明らかになっています。今本当に社会問題になっているワーキングプアと言える実態が浮き彫りになっているかなというふうに思います。これは、国の政策が生み出したわけですので、官製ワーキングプアかなというふうに私は思っているわけです。先ほどお話ししました政府与党が打ち出した月2万円アップについてなのですけれども、11月28日に開かれた厚生労働省の介護給付費分科会で全国老人福祉施設協議会の副会長が本当に働く者のところまで届くのかという、多数寄せられているというメールの一部を紹介したわけですが、2万円アップへの期待が先行することに懸念を表明しています。また、会の座長である大森東京大学名誉教授も大混乱になるのではないかと憂慮していると同調しています。厚生労働省は、これに対して事業所と職員の条件はさまざまだと。給与が一律にあって金額上がるわけではないと、こんなふうに予防線を張るなどして言いわけに奔走しているわけですが、公言したわけですからしっかりやってほしいとは思うのですけれども、3%のアップでは焼け石に水だったと批判もあります。5%以上の引き上げを望むところですが、ぜひお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 先ほど答弁漏れがありまして、大変失礼いたしました。当地の介護職員に従事している方の平均的な賃金で、常勤の部分について数字を持っておりまして、年齢が34歳程度で月額27万円から28万円前後というふうになっております。非常勤の職員のいわゆるパート職員の月額についてはちょっと数字が手元にないので、後日お示ししたいと思っております。

それで、先ほど議員のほうは今3%を含めた部

分でおっしゃられた東大の大森教授のお話という部分について、最近の12月8日付の記事で厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会というのがその報酬の改定のつくっているところでございますけれども、そこが今12月8日付で示した来年度の介護報酬改定の素案ということで最近出ましたので、ちょっと御紹介いたしたいと思います。3%の引き上げで人手不足の深刻な介護職員の処遇の改善と事業所の経営安定を図るとのこと、2点目としては職員の処遇改善策として介護福祉士など有資格者一定以上の勤続年数の職員の割合を評価して加算、3点目には給与水準の地域差を反映させるために設けている地域区分では人件費の高い都市部を手厚くするなどの区分ごとの割増率を見直す。それから、ケアマネジャーがサービス利用計画を作成する居宅介護支援では手間にかかる認知症や独居高齢者への計画作成に加算する。5点目は、老人保健施設や特別養護老人ホームでは夜勤職員の配置や週末のみとりに上乘せするという部分を、こういうような改定内容になりました。これが1月に本来は実施するところですが、先ほど議員もおっしゃられていました政府の追加経済対策ということで前倒しということで、今月中になっているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 今厚労省の分科会の報告をいただきましたが、名寄市としてはどのようなお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） この部分を踏まえた部分で、介護保険のほうを3%という部分を含めた指針に沿いまして、今回の計画策定、第4期の中に反映して保険事業を運営していこうというふうには考えておりますけれども、まだ正確にいろんな部分にどのようなふうには保険の給付の点数等が加点しているのかが示されておりませんので、それを待ちながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（小野寺一知識員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 来年スタートする、始まるわけですが、なかなか具体的にこなないということでは本当に利用者さんもそうですし、介護する方たちも不安がいっぱい募っているかなというふうに思うわけです。今報酬のところでは、これだけで、介護職だけでは生活できないということが本当に多くなっているわけですが、実はこれも厚生労働省の調査なのですが、若者が福祉の仕事を選ぶ動機、働きがいがある仕事だからと、これがトップで6割に上っているわけです。本当に福祉に情熱を注いで頑張っていこうと、そういった若い人たちをつぶしていくのではないかなというふうに思っています。また、本市では名寄大学福祉科が設置されて、福祉に意欲を持って専門的なことをということで学んでいらっしゃる方も多くいるわけで、こういったところ辺に先ほどもお話ししましたが、全国市長会でも国の補助金をアップするよというということで要望もしているということなので、引き続きお願いしたいなというふうに思います。

次に、介護保険事業サービスの認知度、また認定システムの変更についてちょっとお伺いをしたいと思います。これは、地元紙のアンケート調査で明らかになっていたのですけれども、訪問介護やデイサービス、また短期入所と、そういったことではよく知られているのですけれども、在宅介護に必要なもの、寝具洗濯、乾燥、消毒サービス、こういったものが余り知られていない。また、そういったことを相談する窓口である地域包括支援センター、これも半数の方々が余り知られていないというふうなアンケート結果になっています。こういったことでやっぱり市民への周知、特に介護をされている皆さん、必要とされている皆さんへどのように周知について考えていらっしゃるのかお聞かせいただきたいのと、またサービス内容にあわせて認定システムの変更についても余り知られていないのではないかなというふうに思いま

す。全国的には、認定システムの変更によって介護が受けられなくなったという事例もあるわけです。さらに、来年の見直しでは介護認定の全国的傾向などを示す統計指標等がなくなると聞いています。聞き取り調査の項目、その中でも今まで82項目あったものが74に減らされていくと聞いています。削除項目の中で、これは大変だと思うのですが、火の始末、暴言、暴行、不潔行為、食べられないものを食べる異食行動、こういったことはチェック項目から外されていくようになっていっています。これでは実態とかけ離れた判定になる危険があるのではないかなというふうに危惧をしているわけですが、名寄の状況等もお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知識員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） まず、アンケート調査の中で地域包括支援センターの認知度の部分でございますけれども、今回のアンケートにつきましては名寄市内の65歳以上の方で介護関係の各種サービスを受けた経験のある方を無作為に抽出して、1,300人の方にアンケートを出しております。有効回答が698人ということで、有効回答率は53.8%になっております。それで、包括支援センターというのは平成19年4月に介護制度の中で要支援の部分が1から1、2という2つに分けられた部分がございます、予防のほうに力を入れようということで始まった部分でございます。そういったことも踏まえまして、なかなかちょっと認知度が低かったのかなという。それは、すなわち介護保険制度イコール介護のものという部分だったのですけれども、包括支援センターのほうではそれをさらに予防の部分から手をつけ始めていくというような部分でございます、そういう意味と、あとスタートが遅かったということで認知度が低かったというふうに考えておりますけれども、今後ともセンターの存在や役割を広報や関係団体、そして民生児童委員等に周知するとともに、老人健康教室というのをやっ

ておりまして、それは老人クラブ単位で参加いただくような健康教室でございますので、そういう中においても広く広めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

続きまして、介護の1次判定システムが来年の4月から変わるという部分でございます。確かに議員御指摘のとおり前回までは82項目だったのが74項目になったということでございまして、既に名寄市ではこのシステムのモデル事業として新システムを導入した中でサンプル調査というのをやっております。名寄の場合は、介護の被保険者が1万人未満ということで、サンプルは5名のサンプルをランダムに調査いたしまして比較した結果、判定度はすべて旧システムと新システムと同じでございます。ただ、議員も御指摘のとおり現行システムとモデル事業というか、今の新しい来年度から使うシステムにつきまして厚労省が1,626の保険者で3万817人に分析したところ、1次判定の結果と一致したのは1万7,764人ということで約6割の方、現行より重目に出たのが22.6%、軽度に判定された人が19.8%ということで、大体おおむねの重くなったのと軽くなったのが同数ぐらいということで、6割の方はほとんど同じ判定というようなことで、厚労省の判定としては要介護度の分布は現行と比べて大きな違いはないというような形で報告ということが新聞に載っております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 名寄ではサンプル調査では変わりがないということで、全国的には2割が重くなったり、軽くなったりというふうにお答えをいただいたわけですが、サンプル調査ということで、確かに調査としては大枠つかめる内容かなというふうには思うのですが、やはり今先ほど東病院の療養病床の廃止の問題も出されていきました。廃止や削減される中でそこから出なければならなくなった方、また判定結果によっては介護を

受けたくても受けられない事態になっていく方、これが一人でも生まれてはならないというふうには私は思うわけです。介護を受ける人も支える人も安心できる介護保険制度、国が地方任せや民間任せにしない、公的責任でしっかりやってもらう、これが必要なというふうには思っています。

それから、保険者は市町村になるわけですが、ぜひ国への要望も強く求めていただきたいと思えますし、私は国庫負担金の割合、今現在25%ですが、これを50%に引き上げるというようなことも含めて、ぜひ強く要望をしていただきたいと、そのことをお願いして、次に移りたいと思えます。

助産師外来設置についてですけれども、ドクターやら、また助産師さんの確保が非常に難しいというような状況は理解するわけですが、道としても今年度から10年間の間に北海道医療計画の素案の中に助産師外来を現在の7機関から24機関に拡充することを盛り込んでいますので、助産師は正常なお産は単独で扱うことのできる国家資格であり、異常がなければ出産まで助産師が扱えるという、こういう本当に大きな役割を担う資格ですが、出産まで助産師が使える。異常のない場合、お産は3から4割を占めるのではないかと言うお医者さんもいらっしゃいます。産科医の激務、これを緩和するためにも大いに役立つと思えますし、先ほどお話があったように患者さんである妊産婦さんの不安を和らげるのに本当に有効かなというふうには思っています。助産師さんの数が足りないということでは、ちょっと調べてみたら、国内で2万5,000人ほどの助産師さんで、必要な数は2.5倍ぐらいは必要ではないかというふうに言われています。また、潜在の助産師さん、こういった方たちの掘り起こしも養成と同時に行うことが必要なというふうには思います。大学も来年やっとなら丸4年になるわけですが、先を見通したそういう専門家を養成をしていくということも視野に入れての方向を見出していただければというふ

うに考えるわけですが、このことに対して一言お願いできればと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小野寺一知識員） 三澤大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉巳君） 先ほど名寄大学の学科構成含めて、資格の付与の部分も御説明させていただきました。それにさらに助産師の養成課程を持っていくということになりますと、現在実は看護師の資格と同時に保健師の資格ということで、他の4大の中で助産師の養成を設けているところについては看護師の資格プラス保健師と助産師を選択制にしてコースを設けていると。現状の私どもの大学の現状を申しますと、今回カリキュラムの改定等もございまして、卒業要件として128単位が6単位ふえまして134単位ということで、さらにカリキュラム的には非常に厳しい状況になってございます。そういう中で看護師と保健師の受験資格を得られると、こういう状況になってございます。そういう中にさらに助産師の課程を設けるとなりますと、現状は不可能に近い形でございまして、設けるということになりますと保健師と助産師を選択制にしてどちらかを選んでいただくと、こういうことになろうかと思いますが、先ほど言いましたようにニーズ的には学生さんの志向を含めてやっぱり保健師の資格を求めるというのが多いという現状でございまして。ことしの3月で短期大学の看護学科から卒業して短期大学部に変更したわけなのですが、その実績を申しますと卒業生の中で助産師の養成のほうに進学をしたというのは3名でございまして。さらには、今在学をしている3年生の意向調査なりしてみますと、1名から2名が今後助産師の資格を求めていきたいと、こういう状況になってございます。さらには、道内の状況についても先ほど御説明させていただきましたが、川村議員のほうから衛生学院の廃止の部分、私どもも情報を得ております。実際には、全日制の看護学科なり助産師の部分については廃止と、こういうことのようにありますが、通信制の部分については残していくと

いう段階、ただ衛生学院のほうで残すのでなくて札幌大のほうに吸収をしていくと、こんな状況も聞いております。そういう部分では、道内の部分では養成機関というのは変わらないのかなという考えを持っていまして、先ほど申しましたように現時点では本学としてはきちっとした立ち上げの科目を基礎固めをしていくということが今基本でございまして、ニーズの部分が大きく変わってくるということございましたら、それは検討の部分であるかもしれませんが、現状では看護師と保健師の養成ということで考えているということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知識員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ぜひ前向きな方向でお願いしたいというふうに思います。

質問をかえたいと思います。子供たちの教育環境についてですが、きのう、おとといと2人の議員のほうから指導要領の問題で質問がされていましたが、今回の改訂では各教科の教え方の内容まで踏み込んでいるわけです。これでは教師の自主性が踏みにじられるのではないかというふうに私は思います。そして、前倒して実施されるという小学校の算数では、時刻の読みが2年生から1年生に下がり、ミリリットルやデシリットルも2年生で教えられると。1年生、2年生に本当に難しい内容が集中して、そして授業の時間の延長もあると。本当に子供たち過酷かなというふうに思うわけです。この中で本当は学校が大好き、お友達もいっぱいいて大好きで張り切っていかなければならないところが、大きな負担で行きたくなってしまうということもあるかなと私は心配をしています。また、時間数の増の部分でもきのうの議論でもありました。登下校時間の変更が起こって、先ほど竹中議員からの質問もありましたように子供たちの安全面についても不安が募ります。そして、先生たちからは授業の準備のための時間がとれないと、こう言っています。1時間の授業に1時間の準備というのが国の基準となっている



わけですので、これがしっかり守れるようでないといけないというふうに思います。また、先ほどもお話がありました指導改善プラン、これを進めて、新学習指導要領に沿った内容で各学校に指導していきたい。きのうの答弁でもありました。しかし、学習指導要領は教育課程の基準であるわけですので、地域や子供たちの実態に応じた教育課程がつくられるのが望ましいのではないかとこのように考えます。

時間がないので、あわせて質問をさせていただきます。また、学力テストについても年間60から80億円もという無駄遣い、これはやめていただいて、もっと先生たちをふやしてほしい、教師をふやすことに使ってほしいと思うわけです。このテストの最大の目的であった子供の学力の把握、これは抽出調査で十分だというふうに私は思っているわけです。きのうの教育長のお話がありました。学年が中3、小6と決まっているので、名寄市全体の学力をつかむことは難しいと。私もそう思います。また、結果公表によって競争を激化させて、地域や学校の序列化を進める、こういったものになりつつあります。競争を招く情報の開示は教育には必要ないと思いますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 新しい学習指導要領につきましても、これまで何名かの議員とお話をしたところでございます。特に川村議員におかれましては、時数の増による子供たちの負担、それから教育内容についてかなり踏み込んだところまで指導要領に示されているのではないかと、そういうもろもろのことについての疑問もございました。名寄市教育委員会として基本的に考えなければならないことは、やはり教育の機会均等だとか、教育水準の維持でございます。そういう中でやはりひとしく名寄市内の子供が教育を受ける、そういうことを保障していかなければならない。しかし、そのねらいはやはり子供たちに基礎、基

本をいかに定着させるかと、こういうことではないかと、こう思っているところであります。歯どめ規定の撤廃などについてもお話ししましたが、このことによって名寄市の教育ができるものだけを伸ばす教育に変わるということは決してございません。やはりしっかりと基礎、基本を大切にしたい教育を私たちは重視していかなければならないと、こう思っているところであります。そういう中で学校でこの指導要領に基づいてどう具現化していくかは十分な議論が必要である。そのための移行期間でもあると私は受けとめております。本格実施に向けてそのようなことについても学校で十分議論し、そして保護者にも周知を図る、理解を図る、そういうことに努めてまいりたいと思っております。

また、全国学力・学習状況調査にかかわりましたは、今お話しのとおりこれが単なる過度な競争意識をあおるようなものになっては、私はやはりその趣旨が損なわれるのではないかなと、こう思っているところであります。やはり名寄市にとっては、この結果というのは大変貴重な資料なのでございます。市販のテストなどを使うよりは、はるかに学習指導要領に基づいたかなりしっかりとした、そういう結果が出てくるものと、こう思っておりますし、この分析はやはり指導改善プランという形でまとめていただくと同時に、全教職員に配付して、これを名寄の教育の指針としていただく、このことが大切なことなのでございます。そういう中で子供たちのためにしっかりと生かしていく。そして、先生方のためにもしっかりと生かしていく。このことに努めてまいらなければならないと、こう思っております。

先生方の負担については、この次の機会にまたいろいろお話を申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。基礎、基本のところ、そして負担にならない形というお話がされました。本当に望むところです。

また、先生方についても学力テストの実施や教員評価、そしてこの12月から本格実施されます査定昇格制度、これなどによって教職員の皆さんの置かれている環境も悪化しているというふうに私は思っています。協力性や仲間意識が薄れる、士気高揚につながらない、こんな声も聞いています。また、ある先生は毎日が体も心もいっぱい、休日には一日じゅう寝ているのです、こんな声も聞かれます。これがすべて本当にそのまま子供たちに影響していくというふうに私は思っています。さきの日本の教育を考える10人委員会の調査にかかわった研究者の方は、調査結果は義務教育を支える多くの教員が仕事に意欲を失っている可能性を指摘している。授業はもちろん、子供たちと触れ合うことに教員が集中できる環境を教育委員会や校長は整えるべきだと、このように話されています。私は、学校の主人公は子供たち、こう思っています。子供たちが本当に元気で生き生き暮らせる、そして学ぶことが楽しい、こんな学校をぜひつくってもらいたい、そう思っています。それに対してあれば、ぜひ一言いただければというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 余り時間がございませんので、かいつまんで、まず先生方の勤務環境といたしましょうか、このことがやはり一番ある意味で大切なことかなと、こう思ったりしております。先ほどの御指摘のとおり、先生方の長時間の勤務というのはどうやら常態化しつつあるということは名寄も同じなのでございます。このことによって先生方が健康管理だとか、あるいは福祉に影響を与えるおそれは十分にあるわけでございます、それについても文科省の調査はさておきまして、名寄市でもしっかりとその要因を把握して取り組んでいかなければならないと、こう思っております。具体的に申し上げますと、例えば平成19年度名寄で取り組んだ中で大変効果があったというのは、1つには校内LANなどの整備や情報の共

有化による負担の軽減、これが一番効果あったと、こういうふうに出ております。あるいはまた、会議や打ち合わせの効率的な推進でも時間外勤務の縮減に大変効果があったと。そのほか校務分掌の見直しによる職員間の業務のバランスというのでしょうか、こういうことも効果があったと、こんな結果が出ております。今年度は、さらにそれに加えまして、例えば管理職や……

○議長（小野寺一知議員） 教育長、簡潔にお願いします。

○教育長（藤原 忠君） 教員相互による退勤の呼びかけとか、あるいは会議や打ち合わせ資料をつくるなど、こういうことに取り組みながら、できるだけ先生方の負担の軽減を図ってまいりたいと、こんなことを考えているところであります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

名寄市の財政運営の現状と今後の見通しについてを、川村正彦議員。

○20番（川村正彦議員） 議長の指名をいただきましたので、名寄市財政運営の現状と今後の見通しについて質問をさせていただきます。

先般議員協議会において、新名寄市総合計画の前期計画に基づくローリング調整後の第2期の平成21年から平成23年度までの実施計画が示されました。その内容は、230事業で3年間に185億5,719万円の事業が見込まれております。あわせて市長を本部長とする名寄市行財政改革推進実施本部を立ち上げて、組織のスリム化、使用料、手数料及び負担金、補助金の全面見直し、公共施設83件のあり方を検討していくなど行財政改革をより推進していくとの方針が示されました。このような中において名寄市の財政運営の現状をどう認識されているのか、それから今後の見通しについてお尋ねをしたいと思います。

まず第1点目に、現状において財政健全化法の各種比率での道内類似市との比較についてお尋ねをいたします。名寄市の現時点での財政運営の現

況を知るには、実質公債費比率、将来負担比率などの類似市との比較から見て名寄市がどのような位置づけにあり、どう判断、評価をされているのかをお尋ねしたいと思います。さらに、実質公債費比率18.9%に占める各種事業の割合、今までどのような事業に取り組んだ結果としての積み上げであるのかをあわせてお聞きをしたいと思います。

2点目に、2006年11月に新名寄市総合計画策定のために市の委託により各種の前提をもとにし、将来人口推計というものが出されていますが、それによりますと総合計画の最終年であり、2016年度までに3,600人の人口減が見込まれております。そして、その減少が生産年齢人口と言われます15歳から65歳までの人口が約4,100人の減少という推測もその中でされているところでございます。そのことは、所得の減少、あるいは消費購買力の縮小にもつながることも懸念をされるところであります。このような時代背景の中で財政健全化判断比率の分母となる標準財政規模、それと将来負担比率の今後について、中期並びに総合計画最終年までの財政計画では、現時点でどのようにその推移を見込まれているのかもお示しをいただきたいというふうに思います。

3点目には、普通交付税の今後の見通しについてでございますが、平成19年度実績の71億4,000万円から合併算定措置及びその後の5年間の激変緩和期間が終わる平成32年度の見込みが67億4,000万円程度までに縮小するのでないかという見積もりもあるわけでございまして、この合併算定措置終了後の財政展望について、その中で義務的経費及び投資的経費の目安をどの程度になると予測をされているのか、特に義務的経費に占める公債費の割合をどのように見込まれているのかをお尋ねをしたいというふうに思います。

4点目には、合併に伴う基金を除きまして、合併特例債の総額の限度は平成27年までの10年

間に76億9,000万円というふうにされておりますが、有利債と言われる合併特例債、過疎債の総合計画の残り3年、さらにまたその後期の5年を見越した合併特例基金の運用にも含めて償還に備え、減債基金への積み立てなど、長期計画的な新名寄市にとって何が本当に必要なのかを厳選した活用を目指すべきであるというふうに考えておりますが、その基本的な方針についてもお尋ねをしたいと思います。

以上の4点についてこの場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから川村正彦議員から名寄市の財政運営の現状と今後の見通しについて質問いただきましたので、答弁させていただきます。

小項目1の財政健全化法の各比率での類似都市との比較について答弁します。地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、実質赤字比率など財政健全化判断比の4つの指標の公表が義務づけられました。名寄市の平成19年度決算における判断指標につきましては、1、実質赤字比率は赤字がないためゼロです。2、連結実質赤字比率も同様です。3番目の実質公債費比率は18.9%、4番目の将来負担比率は163.1%となっています。お尋ねの類似都市との比較では、道内で名寄市と同じ1と1という類団では名寄市を含めて15市あり、そのうちの人口規模が比較的近い北斗市、滝川市、深川市、富良野市、士別市の5市と比較しますと、1の実質赤字比率では5市ともなくてゼロです。2番目の実質赤字比率比につきましては、士別市で4.24、深川市で10.85、残り3市は赤字なしでゼロとなっています。3番目の実質公債費比率では、5市の平均が15.1%で、名寄市が最も悪い状況になっています。4番目の将来負担比率については、5市の平均が141.2%で、名寄市は深川市の230.9%、士別市の188.4%に次いで悪い数値となっていま

す。また、道内35市における順位は実質公債費比率が35市中27位、将来負担比率が22位と特に実質公債費比率は悪くなっています。

次に、実質公債費比率が高くなっている原因についてお答えします。名寄市は、平成17年度決算で実質公債費比率が19%と地方債の協議制、許可制の基準である18%を超えたことから、平成18年度に名寄市公債費負担適正化計画を定め、歳入歳出の両面から見直しを進めています。御指摘のとおり、平成17年度決算で19.0%、18年度で18.8%、19年度で18.9%と高どまりとなっており、今後も数年間は19%前後で推移するものと想定しています。主な要因としましては、旧名寄市は平成14年度に過疎地域の指定を受けましたので、その後過疎債を活用して道路や施設など農業基盤等の整備を行ってきました。2番目として、大学開学や合併に伴う施設整備を実施したこと、3番目は市立病院や下水道会計への多額の繰出金などが考えられます。総合計画の前期5カ年では、起債の借り入れ総額を地方交付税で全額措置される臨時財政対策債を除きまして、単年度で12億円、5カ年間で60億円を目安に財政運営に心がけており、さらに公的資金の借りかえによる利子負担の軽減の影響を盛り込みながら、今後も行財政改革にしっかりと取り組むことで財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

なお、実質公債費比率の18.9%に占める各種事業の関係につきましては、公債費の償還が事業によって下水道、病院については30年という長い償還、過疎債については12年、それから合併特例債については15年ということで、それぞれ起債の区分等によって償還年次が違いまして、ちょうどそれらが今ピークを迎えているということも1つ影響しているのかというふうに考えております。

2点目の標準財政規模と将来負担比率の見込みについて答弁いたします。標準財政規模とは、地

方自治体の一般財源の標準的大きさを示す指標で、市税などの標準税収入額と普通交付税と地方譲与税を合算したもので、平成19年度決算では108億9,200万円でした。標準財政規模は、健全化判断の4つの指標積算の際の分母となる大変重要な数値であります。お尋ねの将来負担比率については、さきにも申し上げましたとおり163.1%で、35市中22位と平均を下回る結果になっています。この要因は、一般会計の地方債残高237.6億円はもちろんです。病院や下水道など企業特別会計の公債費に準ずる繰出金の見込額、おおむね103.1億円と想定しておりまして、これらが全道平均よりも高くなっているからと思われれます。今後は、将来負担がふえないように起債の適正管理に努めるとともに、起債発行の際には有利な起債である過疎債や合併特例債が適用できるような事業の採択を目指してまいりたいと考えております。

(3)の普通交付税の合併算定措置終了後を見込んでの財政展望につきましては、普通交付税の合併算定がえが終了することを見込んだ今後の財政展望については、旧風連町と旧名寄市を別々に算定して普通交付税の合併算定が行われます。新名寄市として算定、いわゆる一本算定したものと比べますと有利なほうを選択できる仕組みになっておりまして、平成20年度の算定結果で見ますと合併算定がえによる増加分は4億3,000万円ほどと見込んでおります。平成18年度から27年度までの10年間は、算定がえによる増加分の全額が保障されますが、その後の5年間で0.9、0.7、0.5と減少していきまして、15年後の平成32年度で算定がえの特例は終了いたします。御指摘のとおり、総合計画では平成28年度の人口推計を2万8,000人と推計しています。さきの議員協議会で合併算定がえによる影響と現時点で想定しています平成23年度末の中期財政計画の数字を合算した展望についてはお知らせをしましたが、御質問ありました人口が減れば当然

地方交付税も減るということにつきましては、特に詳細な推計はしておりませんが、普通交付税は人口を単位費用の基準とするものが多くありまして、人口1人当たり旧名寄市ではおおむねお1人10万円ぐらい、旧風連町におきましては15万円ぐらいということをお聞きしておりまして、これらを推計しまして1人10万円程度と推計して単純に計算しますと、3,600人の減少で3億6,000万円が減少するという、数字の上での計算ではなりません。実際これは需要額と収入額を引き算しての話ですので、人口が減れば当然市税の数値も減りますので、その辺については一つの目安としてお考えいただければと思います。今言った数字を単純に計算をいたしますと、算定がえの終了とあわせると収支不足がないと仮定しても28年から32年度の期間は、4億3,000万円の合併算定がえと人口減少を3億6,000万円と見込みますと単純計算で8億円程度現在よりも減少するものと想定しています。

次に、財政運営上の今後の特殊要因につきましては、団塊の世代の大量退職等により相当の金額の追加負担金等も予想されておりますので、さらに25年度につきましては大学校舎整備の際に活用しました満期一括債の償還も特殊要因として挙げられるというふうを考えております。4月に行財政改革推進実施本部を立ち上げて、組織の機構のスリム化、補助金、負担金、使用料、手数料の見直し、公共施設のあり方などあらゆる事業の見直しを進めています。行財政改革にスピード感を持ってしっかり取り組むことで行財政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

小項目の4つ目、平成27年度までを見越した長期的な合併特例債の活用につきまして、名寄市の合併特例債につきましては合併後10年間で最大76.9億円が発行できる予定となっております。平成18年度から20年度までの3年間で12.4億円を、21年度から23年度までの3年間の見

込みでは25.5億円を発行する予定で、総合計画の前期5年が終了する23年度終了時点での発行額の合計はおおよそ38億円と想定をしております。平成24年度以降につきましては、今後の総合計画後期計画策定の中で議論されるというふうに思っています。合併特例債につきましては、元利償還金の70%を地方交付税措置されることになっておりますが、残り30%は一般財源での償還になります。総合計画前期における起債発行額は単年度で12億円、5年間で60億円を目安に財政運営をしており、合併特例債についてもこの中に含まれておりますので、事業の必要性、緊急性などをしっかり議論し、慎重な発行に努めてまいりたいと思っております。

なお、3点目の普通交付税の今後の見込みの中で義務的経費の関係についてお話がありましたが、今回の地域財政計画でも21年度から23年度までの3年間の展望をさせていただきまして、国、道でやっていますように10年間とか中長期にわたる試算のところはしておりませんが、今財政当局のほうで考えているのは義務的経費の関係の数値でいいますと、18年、19年から押しなべて推計しますと大体44から45%のところまで推移をする。義務的経費に占める公債費の見込みにつきましては、現行13.5から14%ですので、若干ふえることも含めると14から15%の中で推移をしていくのかなと。これは、過去の決算統計の例で、大きくぶれないということで考えています。普通交付税そのものが今国のほうでも大きく新年度予算の中で動いているような状況もありますので、10年先のことはちょっとわかりませんが、過去の経験則によるとこのような数値で推移をしていくのではないかなというふうに予想をしております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） それぞれお答えをいただきました。まず初めに、先ごろの議員協議会

で先ほども申し上げましたけれども、総合計画前期のローリング調整後の実施計画、中期財政計画の見直しということで御説明をいただきました。その中でそれによりますと、平成21年度で6億5,740万円、22年度で10億810万円、23年度で4億4,350万円、3年間に21億900万円ほど収支が不足するよという御説明であったわけでございます。これをどういうふうに理解すればいいのかということでもちょっとお尋ねをしたいのですが、財政計画あるいは予算編成というようなことで、常に国もそうですが、自治体の予算というのは歳入を間違いなく見積もって、それに応じて歳出をはかるといいますか、歳出の優先度、緊急度、あるいは政策の波及効果というようないろんな効果を見積もって、最終的には収支を合わせて、そして計画なり予算は組まれるのだというふうに思いますけれども、3年かけているので、21億円収支のバランスが不足ですよという御説明をあえて議員協議会でされた意図が何かあれば御説明をいただきたいと。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 川村議員も御存じのとおり、合併前から旧名寄市も旧風連町も相当厳しい状況にありまして、旧名寄市では基金を取り崩して財源調整をせざるを得ないような状況に追い込まれておりまして、恐らく旧風連も同じだったと思っています。その中で合併を選択したことによりまして、合併に必要な事業費の関係については合併特例債を活用してスムーズに合併が進行するような形での取り組みをしておりまして、その後さらに事務事業の一元化も取り組んでおりまして、どちらかという合併をしなかったまちが行財政改革に生き残りをかけてかなり厳しい住民負担を求めながらやっている部分とは違いました。一定程度住民の公平感とか負担のサービスの一元化とかも含めての対応でしたので、当分は基金に依存する財政運営を続けながら進めなければならなかったのかなと認識をしておりまして、そ

の延長線上に立ちまして合併のときに新総合計画に基づきましてつくっている、例えば道の駅であるとか風連地区の駅前再開発、名寄も懸案でありました天文台の建設、こういう、それから道路整備の関係についても一定程度年次を区切って事業のスタートをゴーサインを出しておりまして、そういう部分でいいますと歳入に従った形で歳出を切り詰めるというのは事実上難しく、このような形になったと思っています。それから、人件費の関係につきましては、職員に4%の名寄市独自の削減ということをお願いをしておりまして、国のほうは4.7%の地域給の関係で、切り下げることになってはいますが、現実的には現給保障もありまして、なかなかそう簡単に数字は下がらない。そういう中で4%の独自削減を選択して取り組んだものにつきましても3年間で一定の終着を見るということを含めまして、それらを織り込んだ形で、復元を基本とした形で織り込んだ財政計画がお示しした数字ですので、収支不足の関係については相当大きい金額になっているということで、それはできるだけ現実の姿をそのまま議員の皆さん、市民の皆さん方にお見せしようということでありましたので、それを見て具体的にどういうふうに行革を進めていくかについて職員も含めていろいろ知恵を出していかなくてはいけないなと思っております、特に他意はございません。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） 一定のを示されて、市民の皆さんにも現状を知っていただくというようなことのねらいであったのかなというふうな受けとめさせていただきませんが、財政健全化計画もある中で歳入がある一定以上しか見込まないとなれば、今度の予算編成に向けて事業を先送りするか、事業規模を小さくするか、あるいは財政的にやれないという判断をするかと。それぐらいしかないのではないかとこのように思いまして、予算編成も6億円を切り詰めるのですから、大変御苦

労があるなというふうには思いますけれども、まずその中でこうやって出していただくことによって編成される予算書の中を見れば、残念ながら先送りしたもの、やめたものがどういうものがあったのかがわかるという意味では一種の情報公開の効果があるのかなというふうにも理解させていただきます。

それではまず、実質公債費比率について御答弁をいただいたのですが、これ確かに答弁いただきました類似の5市だけでなく、総務省が毎年全国の市町村の財政比較分析表という趣旨でホームページでも出しておりますが、全道的にいても名寄は18.8という数字でございますが、平成18年度です。全道平均で16.9ということで、全国平均だともっと低くて15.1というような比較でありまして、全国でいうとこの同じ累計に入る132団体のうちの95番目ということですから、中位の下か下位の上かというような全国的な、これは地域性とか、いろいろまちの特色がありますから一概に数字だけでは比べられないというふうにも思いますが、確かに比率は比較すると多いと。人口1人当たりの地方債の残高におきまして18年度ベースですが、名寄市では77万6,000円ぐらい、全国平均で66万6,000円ぐらいですか、全国では45万6,000円というのですから、随分全国と全道と、その中でも1人当たりの地方債残高が名寄も多いのが間違いないということが数字であらわれておりますが、この全国、全道、地方交付税とか交付金が一定の基準で配られている中で、先ほど御説明にもありましたけれども、この比較として多い要素の、先ほども何点か多い要素として挙げられていましたが、今後この傾向はずっとしばらく続かざるを得ないというふうにお考えかどうか、ちょっとまずその点をお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 基本的には、数年間は続くと思っています。ただ、公的資金の補償

金なしの借換債も実は発行しまして、来年度も病院の関係があるのですけれども、この関係の影響額が全部合わせまして13億6,500万円ほど、主に効果出てくるのは21年度以降平成33年までこれらの影響がありまして、そこでいいますと21年度についてはおおむね4,500万円程度、それから22年度以降については毎年1億円程度の元利償還金部分が減りまして、このうちの大きいものは9億8,000万円ほどが市立病院で、下水道関係については約2億8,000万円というふうに見込んでおりますので、これらの数値も先ほどの比率の中にも数値に入っておりますので、事業の12億円規模で、5年間で65億円で起債を上手に使っていくということと、これらの公的資金の借換債の金利負担軽減についても一定の成果は出てくると思うのですが、目に見えて出てくるのは数年たってから大きく影響が出てくるのかなというふうを考えております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） 次に、過去に借りた償還の中で大学整備事業の元金償還が平成21年度から始まると。それから、合併特例債基金の元金償還が22年度から始まるということで、それがしばらく、据置期間が終わって償還が始まるというふうに思いますが、そうなりますとこれ毎年毎年少しずつ合併特例債も借りていきますから、償還が始まっていくわけですが、18.8%台の実質公債費比率がもう少しやっぱりどうしても上がらざるを得ないのかなというふうには考えておりますが、どういうふうになるのかと、それからそのときでもまだ何とかなるというふうにお考えなのか、ちょっと見通しをお聞かせください。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 先ほども言いましたように、目に見えて短いのは合併特例債の15年、それから過疎債の12年ですけれども、根っこの的に言いますと下水道の30年、病院の30年という長期的なもの、それから公共施設の関係で

いうと、例えば公園関係でしたら20年とか、道路関係でいったら15年とか、それぞれ使う起債によって償還年度が違いまして、これらが複雑に絡み合って今現在も含めて当分の間起債償還の負担が重たいのかなというふうに思っています。ただ、先ほど言いましたように借換債の利子負担の軽減も含めて、それから過去にも旧名寄市でも銀行縁故債の関係につきましても借りかえをやって金利負担の軽減をやってきましたけれども、その一方で大学の整備の資金として満括を1カ所、1つ選んだということもありましたので、平成25年が一つの山かなと思っておりまして、それに向けては一部緩やかに下がっていきながら、25年でちょっと突出しますけれども、26年以降また緩やかに下がっていくのかなと。大学整備の満括の関係につきましても、今現在減債基金のほうに全額ではないのですけれども、一定の金額を積みながら、中期的な展望に立ちながら対処しておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知識員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） 今大学の満期一括債ですか、平成25年度にあるということですが、名寄の議員の方はわかりだと思のですが、風連地区の議員はどういう経過でこういう満期一括債というものを借りたのか、起債したのかという、その経過についてちょっと恐縮ですが、教えていただきたいのと、今それに対して満額ではないけれども、徐々に積んでいっているのだよという御説明でしたけれども、こういう起債を取り込んだ経過について御説明いただければと思います。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 大学の財源として使うとき、一般財源負担がどうしても重たくなりますので、当時4億9,000万円ほど償還残高が残っていた起債を10年後に一括まとめてお返しすると。それで、最初の3年間ないし4年間を利払いだけにして、残り42%を6年間ないし7年

間で、市場公募債と同じような形で10年間満期一括償還をして、償還財源を42%を積み立てていくと。そういう形で減債基金のほうに積み立てを現在進行させながらやっております。多分それが正規なやり方だと思うのです。多分名寄も風連も農業基盤関係の大きな関係につきましても、先に利子だけ払っておいて一定程度償還期間を先延ばしするというのも過去にやりましたが、それは正直余り表に出ない方法でしたので、満期一括償還というのは道の市町村課のほうと協議しまして、きちっと正規にのりつつした手順でやりましょうと。場合によっては、42%を積み立てますので、58%は建物の耐用年数があればさらに10年で転がすこともできるのですが、できるだけ現時点ではただ借金を先送りするだけでは物事が解決しないというふうに考えていますので、それを全額償還できるように今現在減債基金に積んで、25年に一括償還できる方向を目指していきたいなと思っています。上川支庁、道庁との協議では、最悪になった場合、満期一括償還の58%残る分についてはさらに5年ないし10年で償還期間を延長するという手順をすれば、その当時はできるということ聞いておりましたが、それを実際にするかしないかについてはいましばらく推移を眺めたいというふうに考えています。そういうふうな一定程度札幌なんかが発行しています市場公募債のルールにのりつつした形での満期一括償還でしたので、若干紹介させていただきました。

○議長（小野寺一知識員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） ありがとうございます。

それと、先ほどもございましたけれども、退職手当組合負担金の精算年が3年ごとということで、19年あって今度22年、その後3年後、25年ということなのでしょうが、これは今団塊の世代が大量退職といえますか、説明ありましたように合併後のスリム化ということもあって大量に退職者が出られるのだというふうに思いますけれど



も、これは金額でいうとどのぐらいのボリュームの歳出というか、持ち出しが見込まれるのか、22年、25年あたりのことについてお示しいただけるのだったら、お示しをいただきたいと思いません。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 22年の償還につきましては、19、20、21の3年間の退職者の関係の精算分という形で、金額的には今3億5,000万円程度と思っています。これにつきましては、通常の退職のほかにはしらかばハイツが社会福祉事業団のほうに移行になる中途退職の影響も加味していますので、通常から見たら場合によっては倍近く多いのかもしれませんが。特に大量退職者の関係あって、職員が入るときにそれぞれ中途で入ってこられる方もいらっしゃいますので、どうしても退職時には一定の規模の精算金出てきます。それが多いのは、人数の関係としらかばハイツの福祉事業団に移行の影響だというふうに御理解いただければと思っています。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） それと、合併算定がえ措置終了後、先ほど一番最後に現況、一般財源に占める義務的経費の割合です。これは、18年、19年の実績とそんなに大きく増加しないでいけそうということでもありますし、また義務的経費の中に占める公債費の割合もほとんど今と変わらないで平成27年ぐらいに見込めるというのは、公債費の償還がかなり進むからだというふうに、どうして見通せるかの理由をちょっと御説明いただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 先ほどの答弁で、現在その国なんかははじきます10年後の財政計画というのを実ははじいていないのです。それで、公債費の関係につきましては決算統計で、今現在10年後の推移がどのぐらいになっていくか

というのは当然毎年毎年償還していくから減っていくのですけれども、あくまでも過去10カ年間の決算統計のデータから見たときにそう大きくぶれていないということもありまして、標準財政規模の原資になる地方交付税と市税がどうなるかは今後なかなか推測難しいのですけれども、過去の経験則からいったらその程度の数字で推移をしていくのかなということでお知らせをしましたので、厳密なことを言うと10年間の展望での試算をまだしておりませんので、過去の参考数値から想定されたときにはそれぐらいの程度かなということで御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） いろいろ質問をさせていただいたのですが、結局合併特例債あるいは過疎債という、いわゆる有利債を中心に返せる見込みをつけて借りていくということで、今回の答弁でも単年度で12億円ですか、5年平均して、年度間のでこぼこはあるのでしょうか、5年間で60億円ぐらいを起債の借り入れの限度として財政運営を行っていくと。そうすれば合併優遇措置が切れたころでも、やってみないとわからぬ面はもちろんあるのですが、何とかその時々の財政事情に応じた財政運営ができそうだというようなことで今回は理解をさせていただきたいと思えます。

皆さんお疲れのようでございますので、19分残して終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で川村正彦議員の質問を終わります。

15時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時10分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第29号 名寄市国民健康保険

条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第29号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成21年1月1日の産科医療補償制度創設により被保険者の出産費の負担増が見込まれるため、健康保険法施行令が改正されたことから、名寄市国民健康保険条例を改正し、出産育児一時金として現行の35万円に3万円を上限として加算した額を支給しようとするものであります。

なお、細部につきましては生活福祉部長から説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 補足説明を吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） 私から補足説明させていただきます。

産科医療補償制度は、出産時に何らかの理由で重度の障害を抱えた子供たちとその御家族のことを考えた新しい制度で、平成21年1月から始まります。本制度では、通常の出産にもかかわらず出産に関連して重度脳性麻痺になった子供が速やかに補償を受けられ、またその発症原因が分析されて再発防止に役立てられることにより産科医療の質の向上が図られ、安心して子供を産める環境が整備されることを目指しております。

本制度では、出産1件ごとに制度に加入する医療機関等が22週以降の出産に対し3万円の掛金を負担することになっており、制度の開始に伴い、掛金相当分の出産費の負担増が見込まれることから、健康保険から給付される出産育児一時金も平成21年1月から3万円引き上げられることで健康保険法の施行令の改正が行われました。これを受けまして、当市の国民健康保険条例を改正し、産科医療補償制度に加入の医療機関等で出産した際に3万円を加算できるようにするものでござい

ます。

よろしく御審議お願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○19番（熊谷吉正議員） 提案の趣旨については受けとめることを前提にしながらですが、産科医療補償制度に絡んで条例提案ということなのですけれども、趣旨については理解をしていますが、この間私も妊産婦やこのことに関して関心を持っている皆さんからもお話を聞かされておまして、いわゆる産科医療制度そのものについてスタートをするわけなのですが、制度そのものがベストというよりもベターな感じで、条件整備があったり、対象となる出生体重の問題だとか、おなかに赤ちゃんがいる期間の問題だとか、いろいろ制限がございまして、課題もあるのではないかというふうに考えております。さらには、医療機関としての市立病院のいわゆる制度に加入する対応の問題も含めて、現状この制度についての認識を深める意味で、行政的に課題があるとすれば若干お聞かせをいただきたいなと思っています。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） ただいま本件につきまして御質問がございましたが、一昨日の新聞報道にもございますとおり今回の制度につきましては多くの課題を抱えた中でのスタートというふうに報道されているところでございます。補償対象が当初通常の妊娠、分娩に限定されていることだとか、保険料、補償金額の水準等が、多額の保険料が民間保険会社にゆだねられることの透明性、公平性について国会等でも議論がなされているところで、そのような課題を抱えていることとされているところでございますけれども、国の方針といたしましては一応5年後の見直しというようなことも言うておられるようでございますけれども、長期的な対象の拡大、それから5年後の見直し、そして必要があればそれ以前にもよりよい

ものにしていきたいというふうな厚生労働大臣の答弁なんかも出ているようでございます。私どもは、保険者の立場といたしましても新しくスタートした制度でございますけれども、保険料を払うというか、出産費を払うというような立場から、他の保険者とともにこの制度の内容の充実、対象範囲の拡大等について関係機関を通じて必要に応じて要望なりしてまいりたいとも考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 私もちよっと不勉強でよく存じておりませんが、当病院といたしましても対象となる産婦さんにつきましては外来受診の際に説明をさせていただきます、その加入方促進をしているというところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） 私の認識では、妊産婦さんというか、御夫婦なり新生児がこの制度に直接かかわるというよりも、いわゆる分娩機関というか、医療機関が、名寄でいえば市にかかわるものでは市立病院がその制度に加入をして、医療機関が料金を支払っていくというようなことから、当然市立病院がこれに加入をすることが前提になるのではないかと思います、その対応について最初お聞きをしたものですから、もう既にこの制度に加入をするのだと。全国的には、もう既に医療機関それぞれがうちはこの制度に加入していますからどうだこうだという御説明のチラシをつくったりという対応が進んではいるのですけれども、市立病院の関係では改めてそれを確認をさせていただきたいと思います。

今吉原部長がおっしゃいましたように、出生体重が2,000グラム以上だとか、赤ちゃんのおなかにいる期間が33週以上だとか、若干これをはみ出してもいいようにはなっているのですけれども、そういう矛盾があったり、実際に国が提唱して一つの医療機能評価機構ですか、この辺が運

営をするということで、保険会社がいずれにしても絡んだりして、該当の妊婦さんがこれにかかわるようなものでは、でき上がる過程もそうだったのですけれども、いろいろ矛盾というか、課題を内包したスタートになっているというふうに思っているものですから、5年の中で見直しという法的なやりとりも含めてあったのですけれども、やっぱり自治体病院ばかりではありませんけれども、民間病院もそうですけれども、しっかりした該当というか、妊産婦さんや関係者の声をしっかり吸い上げた上で不安を解消していく。あるいは、何かあったときには裁判との関連も出てくるでしょうし、周知というのは非常に重要な部分ではないのかなと思っています。

参考までにお尋ねしますけれども、今までの例でいくと1,000人に2人ぐらいは全国的な平均では重度の脳性麻痺の可能性があるということで、過去に名寄の市立病院でもそういう例として、過去何年間にそういうケースもまれにあるということもあるのではないかと思います、その辺の状況について改めて聞かせていただきながら、スムーズなスタートを求めたいというふうに考えていますので、特に自治体がしっかり声を上げていくというか、そういう意識をもっと能動的に持っていただく中で、5年といわず課題があることは明白なわけでありまして、いわゆる改善をしていくという立場でやっぱり地方の声をしっかり上げていくということがより重要になるのではないかと思いますから、改めて認識についてお伺いをしておきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） 名寄市におきます当該制度の対象となる脳性麻痺にかかわる子供の出生につきまして、保健センターの調べでございますけれども、昭和60年からの調べでは対象事例がないということでございます。理由としては、33週以上で2,000グラム以上の子供を例にとれば脳性麻痺になる確率が極めて低くて、当

市においては医療機関が充実しているということで、市内においては異常が発生しても搬送に係る時間も少ないということで、医療処置も産科から小児科へと充実していることも要因ではないかというふうに伺っているところでございます。

それから、参考までにこの制度に加入している医療機関の関係でございますけれども、12月2日現在の調査では北海道では100%、全国では98.2%、一番低いと言われている千葉県で92.8%というような状況という情報も出ております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） ということは、名寄市立病院も既に加入をしているという理解をさせていただきますが、いずれにしても制度の矛盾を行政側としても認識をされているということですから、改善に向けた努力と、あるいは妊産婦へのしっかりした周知、理解についての対応をお願いして、終わりたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第29号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第4 意見書案

第1号 雇用・能力開発機構のあり方についての意見書、意見書案第2号 農地取得の規制緩和に反対し、優良農地の確保と有効利用を求める意見書、意見書案第3号 WTO農業交渉、日豪経済連携協定（EPA）交渉に関する意見書、意見書案第4号 障害者自立支援法の改正を求める意見書、意見書案第5号 「嫡出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書、意見書案第6号 長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書、意見書案第7号 奨学金制度を変質させる滞納者情報通報制導入の撤回を求める要望意見書、意見書案第8号 汚染された輸入米（ミニマムアクセス米）の食用転用・不正流通の徹底解明と再発防止策強化およびミニマムアクセス米の輸入中止を求める意見書、以上8件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本件については、全議員による提出でありますので、この際提案説明、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号外7件は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第5 報告第2号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第6 委員の派

遣報告を行います。

派遣されました委員の報告を求めます。

建設常任委員会、中野秀敏委員長。

○建設常任委員長（中野秀敏議員） 議長より指名をいただきましたので、建設常任委員会の行政報告について御報告申し上げます。

当委員会は、10月15日から17日までの3日間の日程で、河東郡鹿追町、標津郡中標津町、北見市の3市町を視察研修してまいりました。

15日、最初の訪問先である鹿追町では、「鹿追町のバイオエネルギーについて」をテーマに、研修しました。

鹿追町は、乳牛と肉牛の生産額が農業総生産額の約62%を占める、酪農を中心とした農業を基幹産業とする町であります。

視察施設であります「鹿追町環境保全センター」は、牛ふん尿を原料としたバイオマスプラントであり、ふん尿の悪臭に対する対応から、総事業費17億円の内、77.3%を中山間地域総合整備事業による補助で、残り4億円を過疎債で建設し、乳牛ふん尿1日85.8tをバイオガスによる発電と、好気性発酵により堆肥化を行う、町と酪農家14戸による組合方式で運営する施設であります。

環境保全センターの担当者からは、従業員は3名で、プラントの運転、ふん尿収集、堆肥・消化液の散布など、全ての作業を行っており、乳牛1頭当たり年間12,000円の利用料と、消化液や堆肥1t当たり500円での販売や、発電で施設すべての電力をまかない、余剰分を売電するなど、1年間で約2,600万円の収入があり、町からの委託料は2,400万円で十分採算が取れている。

施設を整備したことにより、町民からの悪臭の苦情が無くなったこと、堆肥散布により畑の収量が増えたこと、化学肥料使用と比較し肥料代が半分程度となったこと、などの利点が挙げられていました。

また、プラントの整備段階や運転において、長

年の経験をつんだ熟練した職員の努力がこの事業の成功に大きく寄与した、などの説明を受けました。

今後、有機肥料による土作りや肥料価格の高騰、更には二酸化炭素を出さないエネルギーの利用などへの対応を、採算ベースに合わせて運営することは、大変有益であると感じたところであります。

16日は、標津郡中標津町を訪ね、「中標津町景観条例について」をテーマに研修しました。

中標津町は、酪農が基幹産業の町で、開拓は明治44年頃から行なわれてきましたが、知床連山からの強風が穀物農業に影響を与えるため、開拓区画に基づく約550m4方の区画割りに加え、約3,300mごとに約180m幅をもつ格子状防風林が形成されました。

穀物農業が凶作により大打撃を受けたことをきっかけに、酪農への転換が促進され、牧草地が大幅に拡大し、格子状防風林は草地を強風から守るだけでなく、草地の適切な保湿や害虫防止の機能があることから、植林が促進され、防風林の格子はより一層明確なものとなりました。

このように、明治以降の開拓区画を基礎として構成された格子状防風林と、現在の生業である酪農草地によって形成される複合的、かつ雄大なスケールの景観は、文化的な価値のある景観であると認識されたのであります。

平成3年に大規模開発計画が発表され、自然景観の保全を重視し反対行動が起き、町は、開発に反対を表明、開発は断念されました。平成5年には、5階建てホテルの建設が計画され、「景観を守る会」が反対、平成6年に議会が景観上の配慮を求める決議案を可決し、申請は取り下げられた。などの経過を経て、平成8年7月に「中標津町景観条例」が制定され、平成9年1月より施行され現在に至っており、平成13年には都市計画マスタープラン・農村環境計画、平成15年には緑の基本計画を策定するなど、景観保全に対する取り組みを展開してきている。

中標津町の格子状防風林の景観は、平成12年に北海道遺産「根釧台地の格子状防風林」として選定を受け、北海道遺産ツアーも実施されており、地元では遺産サポーターとしてNPO活動が活発化し、公演会やシンポジウム等も開催されている。

文化的景観のモデル事業を実施する中での課題としては、生業の違いにより景観に対する意識に差があり、価値観も共有されていないため、住民同士の対話や協働の場を増やし、十分な協議の下で合意形成を図る必要がある。また、行政部局間、行政と住民間、住民と住民間における様々な利害調整も必要である。

など、担当者から説明を受けたところでもあります。

名寄市においても、今後は、建築物等の景観をはじめ、公的地区施設の景観、緑化に関する景観、屋外広告物の景観等、さまざまな角度からの景観を検討する必要性を感じた視察でありました。

17日には、北見市を訪ね、「下水道北見地区スクラムミックス事業及び下水道滞水池事業について」企業局下水道課の担当者から説明を受けたところです。

北見市は、平成18年3月5日、北見市・端野町・留辺蘂町・常呂町の1市3町が合併し新北見市となりました。

北見地区スクラムミックス事業は、①既存のし尿処理場施設が老朽化したこと。②下水道の普及によりし尿搬入量が減少し、し尿処理場の処理単価が高騰したこと。③下水道は高普及率になったが、し尿・生活排水を継続的に適正処理する必要があること。④下水処理場で処理を一元化することにより事業費の削減を図ること。

を背景に、平成9年に衛生施設組合より下水処理施設におけるし尿・浄化槽汚泥処理の検討を依頼されたことが始まりで、旧北見市、旧留辺蘂町、旧端野町、そして置戸町の1市3町が実施主体となり、北海道公園下水道課、国土交通省と公園下水道課との協議を重ね、平成15年下水道法事業

認可を取得、10年後の平成19年4月に共用開始されました。

スクラム下水道とは、複数の市町村による下水道施設の共同化・共通化等をするための施設を国庫補助とする「特定下水道施設共同整備事業」で、スクラム対象施設として「汚泥の搬入施設」「圧送施設」。

また、ミックス事業とは、下水道と他の汚泥処理施設と共同できる施設の整備を下水道事業で行なう制度で、汚泥混合槽等の共同汚水処理施設をミックス対象事業として、旧端野町の郊外に投入施設を設置し、北見市し尿浄化槽汚泥と3町の下水道汚泥を、北見市浄化センターまでの3.7kmを汚泥圧送管で送るもので、下水道事業費で11億2,400万円、衛生部局事業費で1億400万円の合計12億2,800万円の事業費を要した。

問題点としては、現行制度では、下水道施設に限定されていることから、し尿・浄化槽汚泥の投入施設や圧送施設に係わる部分については、補助事業の対象にならないとの説明でありました。

また、公共下水道は、昭和37年から40年代前半に整備された面積875haの区域が合流式下水道で整備されていることから、合流式下水道改善事業を、平成17年度から25年度までの9年間で、①分流化事業②雨水滞水池設置事業③ろ過スクリーン事業の3事業方式で計画し、事業費総額で92億8,100万円を予定しているとの説明でありました。

雨水滞水池の規模は8,700㎡で、事業費13億3,700万円であり、平成19年度・20年度で整備し、名寄市と同じく平成21年4月の共用開始である。

規模では、名寄市は3,100㎡事業費6億3,400万円と、北見市のほぼ50%であります。

以上申し上げまして、建設常任委員会の行政視察報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で委員の派遣報

告を終わります。

---

○議長（小野寺一知議員） 日程第7 閉会中継  
続審査及び調査の申し出についてを議題といたし  
ます。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました  
各委員長からの申し出のとおり決定することに御  
異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。  
よって、申し出のとおり決定いたしました。

---

○議長（小野寺一知議員） 以上で今期定例会に  
付議されました案件は全部議了いたしました。

これをもちまして、平成20年第4回名寄市議  
会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

---

閉会 午後 3時36分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきこ  
とを証するため、ここに署名議員とともに署名す  
る。

議 長 小野寺 一 知

副 議 長 熊 谷 吉 正

署名議員 日根野 正 敏